

正く産土神の義なり然れば皇朝に於ても右神々をば重く敬ひ祭給へることは神名式を見て知べし其然り産土神は近守神として重く敬ひ奉るは惟神の大道なるが故に維新の初江戸を以て東京と定め給ひて勅語を發し給はく崇神祇重祭祀皇國大典政教基本然中世以降政道漸衰祀典不舉遂馴致網紀不振朕深慨之方今更始之秋新置東京親臨視政將興祀典張網紀以復祭政一致之道也乃以武藏國大宮驛氷川神社爲當國鎮守親幸祭之自今以後歲遣奉幣使以爲永例とは實に明治元年戊辰十月十七日の詔書なり朝廷に於て獨産土神を尊崇し給ふのみにあらせ天下の人皆其道を守りたるは國々所々其鎮祭神社なきおとなきの民人風俗と視て知るべきなり然に其産土神なるは何の神と定まる

おとなく國々所々の人民の心も隨ひ齋鎮たる者なるは古今現在の事實にて知べきを其如此き狀に成し原因を考ふるに産土神の本は其國々の國魂神を祭しこと最古の法なるべし豊前國英彦山に豊日別宮あるは此地方の産土神たること疑なし肥前國島原温泉岳に五面宮あるは九州の國魂神を祭りし者なるが想に其國の國魂と坐す速日別の神を祭るに於て餘の四面國魂神を合祀しなるべし又神々の國作を爲給ふに於て國々方面を定めて功業と立給ひしより其神御自身は固より御治を受る人衆に於ても永其御魂を鎮祭りたるが其國其所の産土神と爲給ひしこと最古の法なるべし將又其神々の特別なる縁古ありて之を祭れる國所もあるべきは神典の御傳を視て知べきこと少か

ら走とす是等の義に依り考れば今世に於て産土神と稱するや否や知されども其産土神たるものと明なる神々の古實を述べれば左の如し

神典に云く故其伊邪那美神者坐木國熊野之有馬村土俗祭此神之御魂有花時則以花祭之又立簾鼓吹歌舞而祭之とあり伊邪那美神は世界太造の神に坐ば獨熊野の有馬村に限たることならねども其有馬村に御魂を留給ふの緣故ありて如此は祭りしなるべし

云く健速須佐之男大神云亦至坐須佐郷而此國者雖小國國處也故吾名者不著木石詔而即鎮置己命之御魂而定給大須佐田小須佐田矣とあり須佐とは出雲國飯石郡の郷名なるが即有正倉とあれば其郷の御守神に坐すこと明なり

又云く速須佐人男大神之御子都留支日子命此神之此處耶吾敷坐山口處也詔之地於今云山口亦子國忍別命此神之吾敷坐地者國形宜也詔之處云方結亦子磐坂日子命此神之國巡坐之時到坐惠曇郷而此處者國雅美好國形如畫稱哉吾宮者將造此處云矣故云惠曇亦子衝杵等乎留比古命此神之國巡坐之時到坐多太郷而吾御心者明正眞成愿吾將靜坐此處云而靜坐矣故云多太とある等は其神々主鎮坐て其地を守給ふこと敢て疑なし

又大年神の御子大土神此神者度會之地主神也とあるは正しく其地の産土神の義なり彼の信濃國の諏方の地は健御名方神の永く住み給ふ所なり亦皇美麻邇々岐命の甚吉地也と詔給し吾田笠狹之御崎の方は長狹神の住給ふ所にて其

神は其地の産土神と立給ふと信ぜるに餘ありとす此等の類に依て考ふれば大國主神の御子神等百八十一柱と多く坐ます神々天下四方の國々に永産土神と立給ひしは毫も疑ひあることなし然ば玉禰または産須那社古傳抄にも世の中の産土神は多ければ須佐之男神大國主神の御子孫神坐すことを説述られたるは實に然ことなり然に世の中の進むに隨ひ國々所々の大名は漸く小く狭くなり一國分れて數國となり一郷分れて數郷となり分れたる國にも郷にも各自其地其民に縁故ある神々を守神と齋鎮め奉ることとなりたるは勿論にて其縁故と云ふ中に其種族の祖先を祭りたるもあるは自然の情勢とも云ふべく其よりして祖先の神即氏神を産土神と祭ることとなり終に氏神と産土

神とを混同して稱ふるおとしや知べきなり氏神と産土神との差別の事また之と混同したる事例等右玉禰及び産須那社古傳抄に委く説述られたれば讀者就て見べし其然り其國其地其民に縁古ある神々を産土神として鎮祭は最古の法なりしを佛法渡來てより風俗一變し人々己の信心不信心に依て神を撰び定めて齋祭と爲れり例ば速水が生れし里友枝村の如き八社宮と稱へ天照大神宮賀茂神社八幡神宮祇園神社稻荷神社住吉神社諏方神社春日神社等を合祀し奉りて一社を創立したるが如く或は六社或は七社と稱へ奉る神社のあるも其類なること知べし因に云く八社宮神社の創立は我友枝家一族の大祖叶松城主内尾伊豆守藤原親賢天文八亥年初て勸請すと神社

帳に記せり實に今を距ると三百五十五年の昔なりとす  
創立の年數未だ久からせと雖も舊領主細川家及小笠原  
家の崇敬淺からせ若千の神領田もありしが維新改正後  
は郷社に列して上毛郡中に於ても屈指の名社なりとす  
亦或は事變に依て某神徳を仰ぎ御靈驗を受たるより人民  
其神の御社を齋鎮奉しとあり我が豊前國の地方に貴船神  
社の多は往昔風雨不順を以て頻年凶荒と來たし其時人民  
貴船神に祈願を立て大に御蔭を蒙たるより報恩を表し御  
社を立て齋祭ふるに因どは古老の口碑に傳たるが如し如  
此人民の信心に依て神を齋祭ることゝ爲りたるより幽冥  
の神政も亦一變したるにや神の方より人民の信心を起さ  
しひるが如きの状ありて人民に夢政等に其御心を示し給

ひ我を祭れとの神告を垂れ給ひしこと其例少しせむ彼  
の宇佐八幡宮の如き北野の天満宮の如きは人皆之を知ら  
らむ我諸神社の縁起なる者を聞くも其類實に多し此類は  
後世のみならず神代にもあり上古にもあり三輪の大物主  
神は大國主神に其鎮坐む所を告給ひ崇神天皇の御世には  
風神現れ給ひ神功皇后の御時には海神懸給ひて風神をば  
龍田立野に海神をば住吉に鎮奉りしが如きは是なり然れど  
も後世の如く多くは有さりしなり人民の信心又は神々の  
御心に依りて鎮奉に於ては事實上の縁故の有無に關係せ  
ざることを如くに思はるゝを必竟幽冥御神政上に於て之  
を人に許し神に許し給ふことあるより自然に其如くに成  
し者たるは深く神理を考究して疑ひあることなし本居宜

長大人の歌に時々の御法も神の時々の御命にしあれば何  
で違はむと詠給へる如く總て世の中の事は善も悪も惟神  
なる神の御定なれば況てや神々の御上の事なれば幽冥の  
御神政の趣意に基く者なるは論を待ざればなり然ば御鎮  
坐の事情の如何なるに拘らば神社として齋祭り國々所々  
の産土神と仰ぎ奉る神をば必敬ひ奉るべきは人と生れて  
世に住む者の本務にはありけり世人は知るや知まや産土  
神は人々の近き守り神に坐して人身の生るゝも死るも其  
御蔭を蒙るの御法にて實に以て父母の其子を保護するが  
如し而して産子の者の善悪邪正苦樂盛衰等に關しては大  
に御心を配致給ひ其善正なる者に對しては樂盛の幸福を  
與へ給ひ其悪邪なる者に對しては其心を改良することに

御心を配致給ひ時として懲戒を下し給ひ慈嚴宜きに從ふ  
ての御神慮あること古來先哲も已に説述べてあるが如し  
即ち玉稗産須那社古傳抄又は顯幽順者論等を見て知べし  
産須那大神の守り給ひ幸へ給ふは獨人身のみならず其地  
に生むる一切の物例は五穀草木の如き魚鳥牧畜の如き皆  
其御保護に非ざるなし之を産爲根の神とは申すなり尙人  
の死するや其魂を幽冥主宰の大神の神應に召連行給ひ御  
心の及ぶ限り神法の許す限りは善悪人共に御保護を與へ  
給ひ幽冥主宰大神の御恩典を求め給ふは慈母の其子よ  
於るの情も曾ならざるなり若其産子の者罪惡あけて夜見  
國に神逐るゝの場合に至るときは御神慮の哀憐憂愁し給  
ふこと殆ど言語にも盡し難しとは高橋増子靈異の神告に

依て明なり然どもまた産子者に非凡の功德ある者ありて  
天日國をも許さるゝは之を召具して御上天あり天神  
より御賞詞をも受け給ふことあるとは是亦高橋増子靈異  
の神告なり如何も然もあらむと信せされて難有き次第な  
り是を以て人々の善惡邪正は産土大神の御上にも大關係  
あることなれば産土大神の御神恩畏しと思ふ心には亦已  
の心術行爲を省察して善修せむこと第一の肝要なりとす  
人として産土大神の御心に適ざる者たらば天神も地祇も  
御幸をは賜はぬ程の神法なりとは是實に高橋増子靈異の  
神告なりとす以上説述る所を能く讀み能く味ひて産土大  
神の御神恩の深重なるは勿論己の心術行爲を善修するは  
神恩報盡の第一義たるを了解せむこと著者が讀者に切望  
して止ざる所なり生死守り給ふの親神あり豈忽諸す可む  
や産須那大神是なり

### ○天神地祇八百萬神

本卷御歴代天皇の章に引抄し奉るが如く皇美麻命の天降  
坐す時に高皇産靈神の命以て天神社國神社と稱詞竟奉し  
むとあるは斯道の中に於て第一の要道なりとすることば  
已に其章にも説述たるが如し實に是天津神にも八百萬神  
まし國津神にも八百萬神まし其神々は何も一々に御名を  
稱へ拜み奉るべきは固より當然なることなれども人々其  
暇なきのみならせ八百萬神とは云へど八百萬千萬斗りに  
あらし實は多數無量の神に坐せば一々其御名を知事も能

ざるなり故に概稱して天神國神八百萬神と唱へ奉ること  
の止と得ざるに至れり然に天神と稱へ國神と申すの區別  
判然たるもあり判然たらぬも有りて一々に定め言ふこと能  
ざるもあれど要するに在るの神在地の神と心得て然べき  
者と知べし而して其御神徳を一々に説明すこと容易の事  
にあらざれば必竟御傳のあるもあれど其無き神多く坐せばな  
り然れども造化の御神徳上に於て大要の御傳は存して神  
典に在るを以て今其より依り知るべき限と説述んとす然に之  
を説述るも於て如何なる順序に従ふべきか神徳の大小高  
卑等に依べきの理もあるべけれど、何の神徳を大とせむ  
か小とせんか高と云はむか卑と云はむか人の心を以て斷  
言すべきにあらざれば故に神典の御傳に従ひ御名の先に出た

る神を先に説き其後に於て神典の各書皆同と云可らる例は  
御名の出たる先後に於て神典の各書皆同と云可らる例は  
古事記に於て先なる御名日本紀に於て後に於て日本紀に  
於て先なる御名古事記に於て後に於て後に出るを以て平田  
大人の撰びに撰びて書成給へる古史成文に據り之と説述  
むとす或は古事記日本紀等に有る御名にして成文に記さ  
りし御名もあれども是亦成文に従ふこととせり又同神に  
して異御名なるを異神と爲せし事もあるべく或は異神を  
同神として傳たることもあるべきを其知るゝ限は異同を  
明にすべけれど、知難き者は如何ともする能ざるを以て  
只御名毎に説き言を成むと思ふなり將又御名の意義の了  
解し難き者は單に御名のみを記し置こととせり

宇麻志阿志詞備比古運神  
 此神は大虚空之中一物生而其狀難言浮雲之如無根係之所  
 而漂蕩之時自其中狀如葦牙之初生於泥中而有萌騰之物因  
 其物而始成坐神とありて此の世界の初有形顯象の第一と  
 して成坐神に坐し即今見上奉る所の太陽日輪の御事なり  
 抑世界の初は大虚空の靈氣發象して浮雲の如き物を結成  
 し其物漸次に凝固し自然の勢清濁の氣物相分れ其清物は  
 日と成り濁物は地素を成る其日即大神なり然に此御名な  
 る者は葦牙の萌騰が如き狀に依て稱へたるものなるが成  
 始より此御名あるに非ざるべし此は遙に世を経て惟神天  
 神の世中に神語傳へ給ふ時に其狀を現す爲に稱へ給へる  
 御名なるを知る何となれば世の初に於て未葦牙なる物有

べくも非ればなり比古運とは陽精に坐すの義なり  
 天之底立神亦云天之常立神  
 此神は天津日の体相成立の徳を稱へたる御名なり以上二柱  
 神は個々別体あるにあらせ云はゞ天日發象の初と成体の  
 後と異御名に稱へ奉りし者なり  
 國之底立神亦云國之常立神  
 此神は又有物生於空中因此而成坐神とありて大地の御魂  
 を稱へ奉りし御名なり  
 豊斟淳神亦云豊雲野神  
 此神は大地の底に重濁物成て後に月國と成たる物を稱へ  
 たる御名なり故に斟雲は亦粗とも云ひて曇り凝たる物の  
 ことにて豊とは其曇りの至極なるを云ふ辭なり



國之八十國島之八十島  
 此は地球世界の現体國土のことにて世人は之を神とする  
 を怪む者あるべけれども國土に精靈あればこそ動植の生  
 活物を生むるなれ實に國土を以て活物と云ふはと神道の  
 特色とも稱すべく是神典の人造的傳説に非ざりて神聖傳  
 來の語説なるを知の証と爲べきなり不動不言の國土を以  
 て活靈具有の活物とすること尋常人意の及こと能はざる  
 ものなればなり國家社會のいまだ成立せざる以前より其  
 徳ありて万物を發生するの産須那神は實に此神に坐す  
 なり  
 八百萬神 此者青人草之始祖也  
 此神は人種の始祖として此世界に初めて成坐る神なるが其

成坐る狀は如何ありしか者伊邪那岐神伊邪那美神の中に  
 今世の人の生るゝ如く男神の陽精女神の御腹に入て胎成  
 の後御蕃登より生れ出で給へる者ならむか其傳へ無れば知るべ  
 爲に依りても生れ給ひし者ならむか其傳へ無れば知るべ  
 き由無れども一休に神々の生給へる狀に依て考ふれば獨  
 御蕃登より出給ふのみにあらず種々なる御所爲に依て生  
 れ給へるを知る然れば他の動物の生出す如く山野の間  
 に自然に化生し成長し必しも父母の乳養を要せざりて生  
 育し一變して人人を生みてより乳養兒育の道開けたる者  
 なるを知る世は物の初は化生にて後に胎生する者ある如  
 く人も亦其類のありしこと取て疑ふべきなし神典に神の  
 初を化生と云ひしは其義ならむか鬼も角も此神は一柱に

ありき二柱にありき所謂八百萬とて國々所々に成坐る神  
 にて今の世に世界人種の異なるは其祖神の異なるに因り  
 又其祖神の異なるは國土素質の異なるに因るを知る神道  
 此道理を傳へて明あなり豈亦妙典ならせや  
 万物此者八百萬物之祖也  
 此は神として敬禮すべき者に非ざるが如くなれども造化  
 万物は皆神の御魂より成出る者なれば亦以て敬禮すべき  
 の義理あり大よして國土山海小にして萬物本來一体の道  
 理なれば共に敬意を盡すこと神道の妙義此所に在り然れ  
 ば桃も遠呂智も菟も鼠も谷具久も曾富騰も靈徳ありて神  
 と尊びたるおと神典に傳へて明なり其他一切の万物皆精  
 靈ありて時として靈異を現すこと古今其例少しとせせ尙

上に擧たる桃遠呂智等のことは其徳の現れたる所に於て  
 説述べし  
 稚産靈神亦云若御魂神  
 此神は火産靈神と埴山毘賣神と御合坐して生坐る神よし  
 て植物の元祖と坐す神なり想ふ山海何れの所にても種  
 子無くして物の生坐るは此神の靈徳なるべし  
 豊受氣毘賣神亦名宇氣母智神亦名宇迦之御魂神  
 此神は稚産毘賣神の御子にして田畑耕作物の本靈神に坐し  
 ませり神典に云く於是天照大御神詔神速須佐之男命曰於  
 葦原中國聞有宇氣母智神云神宜爾就候詔矣故速須佐之男  
 命天降坐て宇氣母智神に食物を乞給ひければ宇氣母智神  
 自鼻口及尻取出種種之味物於百取之扨種々作具而奉饗之

トキニハヤスサノオノミコトヲチカカヒソノシラサテオホホシクマツケイキタナキモノテイカリオセホテリテノリタマハクケガシハ  
 時速須佐之男命立伺其態而爲奉進穢物而忿然作色詔曰穢  
 哉鄙哉率以穢物養吾乎詔而廻振劔擊殺其宇氣母智神而云  
 云とありて速須佐之男命の爲に殺され給へり此神の食物  
 を鼻口及尻より取出給ふと云ふこと單に聞ば奇怪なる事  
 の如く思はるれども神徳は靈妙なり尋常一様の理を以て  
 云ふべき者にあらむ已に水神は尿より成り土神は尿より  
 成り給へり今の世にも卵は尿より出たる物なり禽獸虫魚  
 一切の肉食は總て其身体なれば鼻も口も尻も皆がらふ食  
 ひけり又穀菜を作るには尿を流し尿を掛け穢き物の限を  
 肥料として施さるなし凡て飲食物は穢物を以て作り之を  
 食へば腹中に入れて復直に穢物と成ること幽契淺からざるを  
 知る人能神理の玄妙なる所を研究して神典の奇怪なるが

如き所に味ひのあるを悟らむのみ然に宇氣母智神の食物  
 を口より出すと云ふことを亦傳へて保食神乃廻首嚮國  
 財自口出飯又嚮海則饋廣饋狭亦自口出又嚮山則毛麤毛柔  
 亦自口出と日本紀にある如く口の御息氣にて吹成給へる  
 者なるべし然れば御息氣は口より出れども物の成は口外  
 に於て現るゝなるべければ一概に穢物とは云ふ可らざる  
 が如し其昔宇氣母智神に食物を乞受て食給へる神人必あ  
 りてこそ保食の御名もありしなるべけれ天照大御神に於  
 ても已に事實の大体をば聞食給ひしこと敢て疑ひなし之  
 を今日にして云はゞ保食神の高徳美名天下に轟き終に天  
 聞に達したるの場合なるを知る何ぞ必しも穢物にてある  
 可けひや若果て惡むべき穢物たらむには他の神人之を保

食神なりとして稱へ奉ることあらひや然ればこそ天照大御神は速須佐之男命の殺給へるを甚く御怒坐て汝者惡神也とは詔給ひしなるべけれ故是後天照大御神復遣天熊之大人而看之時宇氣母智神實已死矣故其所殺之神身生物者於願上生粟於眉上生蠶與桑木於目生稗於腹生稻種於陰生麥及大豆小豆頂化為牛馬矣とありて神の身は變化して殺類蠶桑牛馬と成れり今如此種々の物成て此物を天下後世人々の衣食の本と爲るを思へば速須佐之男命の御怒然坐して殺し給へること造化の御上に於て深き謂あることなるを知る何となれば宇氣母智神の御一身より食物を取出し給ふは之が御恵を受るに於て自から限なきおと能はず其徳天下民人に普く及ぶこと能ざるのみならず神も人も

一度は幽世に入の道なれば亦顯身坐して世人を御恵給ふこと能ざるも亦如何とも能ざるなり是を以て施與的の神徳を一變して民人各自に作得せしむるの道を開き給ふに於て造化自然の機現れて速須佐之男命の御怒と爲り終に穀類等の本原をば成給へるも乃なるべし故天熊之大人悉取持而奉獻之時天照大御神喜之詔曰是物者宇都志枳青人草之食而可活物也詔而乃以粟稗麥豆爲陸田種子以稻爲水田種子とありて天下に耕作の道起たるは此天事の神傳にはありけり又養蠶織の業も皆天照大御神の高天原にて事始給へることにて其本誠に宇氣母智神の御恵なりけり然に天照大御神の大御心なるは天日光と共に天下に敷施し給はむとのおとなるに今や宇氣母智神の御身より

青人草の食て活べき米麥等の物を得たれば大御神の御喜  
び如何ばかりならむ想察し奉るも畏きの至なり然れば其  
新に實登たる物を以て新嘗開食給ひ又其新に抽きたる糸  
を以て神御衣を織しめ給ひ御自宇氣母智神を祭り給はむ  
とせしは其御喜の御情現れて難有しと申さむも愚なる次  
第なり高橋増子靈異の神告に依れば宇氣母智神は天照大  
御神の幸魂の神なりとぞ實に然もあるべし天照大御神は  
此神を御傍近くに祭り給はむとて雄略天皇の御夢に誨し  
給ひて今の伊勢外宮に齋ぎ祭らしめ給へるよて幽契の淺  
からざるを悟るべし玉鉾百首に朝夕に物くふみとに豊受  
の神の恵を思へ世の人と本居大人の詠み置れふるは信に  
然る教なりけり

久々能智神亦云木祖神  
此神は豊宇氣毘賣神の幸御魂神に坐して木の御魂神に坐  
せり故に久々能智は木々持の義よて能とモは通音也  
草野比賣神亦云草祖神  
此神も豊宇氣毘賣神の幸御魂神に坐して草の御魂神に坐  
せり以上三柱の神之と屋船神と申して御殿之神也  
磐裂神根裂神  
此神は伊邪那岐大神其御子迦具土神を斬給ひし時其御刀  
の鋒より垂落血天之安河原なる磐石に激越きて成坐る神  
なり  
磐箇之男神磐箇之女神  
此神は磐裂神根裂神の御子神と傳へり

經津主神

此神は磐箇之男神磐箇之女神の御子神なりと傳へり此神は健御雷之男神と相共に天降坐て國平の事に御稜威を現はし給ひし神に坐せり尙委さことは健御雷之男神の所に説べし

速日神

此神は彼の御刀の鐔より垂落血天之安河原なる磐石に激越きて成坐る神なり

疾速日神

此神は速日神の御子にして健御雷之男神の御祖神なりと傳へり  
健御雷之男神

此神は經津主神と共に天降坐して國平の事に御稜威を現し給へる神なるが神典に云く於是經津主神健御雷之男神降に出雲國伊多佐之小汀而板十掬御而逆刺立浪穗而跌坐其劍前而云云とて此神等の猛く坐しますことは世界無比と申し奉るべし必竟伊邪那岐大神の御怒坐る猛き御心と其十拳劍の御稜威と火産靈神の荒き御魂と混合して現れ給へる武徳の精靈に坐しますばなり神典神名の順序に依れば火産靈神より四代の御孫神(第一火産靈神第二磐裂神根裂神又速日神第三磐箇之男神磐箇之女神又疾速日神第四經津主神健御雷之男神是なり)の如くなれども高橋増子靈異の神告に依れば經津主神と健御雷之男神は共に火産靈神の血即火より成坐る神にて經津主神は其和御魂に

坐し健御雷之男神は其荒御魂に坐し所謂磐裂神根裂神又  
速日神或は磐箇之男神磐箇之女神又煖速日神と稱する  
は血の御勢を稱へ奉る御名にて尋常の祖神とは全趣を異  
にする由なり如何も然もあるべしと思はるは天之尾羽  
張神とは火神を切給へる御刀の名なるに其神答曰恐之當  
仕奉雖然於此道者可遣吾子武璽槌神白而乃貫進矣とある  
を以て考ふれば天之尾羽張の太刀を以て火産靈神を斬給  
ひ其中より現れ給へる神なれば太刀は父の如く火神は母  
の如き道理なるより吾子とは宜給ひしなるべし已に太刀  
神の子と云へば血より直に成坐る神なるを知るべきを以  
てなり又經津主神と健御雷之男神と御同神に坐すことは  
建御雷之男神の亦の御名を健布都神と申すにて明なり如

此て此神等は以岐神爲郷導而周流削平而逆命者斬戮歸順  
者神和之荒振神等則神問問之神攘攘而語問之磐根樹立  
艸之片葉亦令語止而云云とて皇美麻命の安國と平然知食  
の國と成給へるの大御稜威は何等の物か恐畏まさらむ然  
れば今の世までも國の鎮め家の守りと鬼門の方を守り幸  
へ給ふ大神等なり故其首都大神巡行葦原中津國和平山河  
荒梗之類畢而心存歸天上而即隨身之嚴杖甲戈盾劔及所執  
玉悉留置常陸國信太郷而即乘白雲而二柱神共還參上天  
而奏言葦原中國者皆已言向竟矣とて今に經津主神の御魂  
は香取宮に健御雷之男神の御魂は鹿島宮に鎮坐けり  
大雷神  
此神は迦具土神の御骸の一段より化坐る神にて所謂雷神

の主宰神に坐せり

火雷神・黒雷神

拆雷神

若雷神

土雷神

鳴雷神

伏

雷神

此七柱雷神に上の大雷神を加へて八種雷神公とて豫母都神等の内なり此神等は常に伊邪那美神に副給ひて世の中の變動を主る神々に坐せり佛説に所謂地獄の鬼とは此神等のことなるは高橋増子靈異の神告に依りて知らる依て考ふるに彼の八大地獄と云ふも此神々乃主り給ふ道に於て異なる所あるの謂なるを知る尙此等の事は別々委く論せむとすれば此所には詳説せむ

大山祇神亦名大水大神亦名山雷神  
 此神も迦具土神の御骸の一段より化坐る神にて山の御魂

神に坐せり山に草木を生じ地上流水の源と開給ふは此大神の神徳に坐せり如何なる高山の頂と雖も能く水を出

す者は此大神の靈徳なり

正鹿山津見神 淤騰山津見神 奥山津見神 開山津見神

志蕨山津見神

羽山津見神

原山津見神

戸山津見神

此神等は山の所々を持分給ふ神にて即山の分御魂神に坐

せり但し正鹿山津見神とは大山津見神の亦名なり

天之狹土神國之狹土神 天之狹霧神國之狹霧神

天之開戸神國之開戸神 大戸惑子神大戸惑女神

此神等は大山津見神と野椎神との二柱山野に因て持別て

生坐る神等なり山野に因るとは山野に随ふおとにて各其

宜さに依るの義なり持別てとは二義を有して生む御心も



各自に分擔し給ふおと生まるゝ御子も各自に神徳を分擔し給ふおと云ふ而して此神等は古史傳に説明し給へる如く山野の間に雲霧を發給ひて萬物を成育し給ふの神なり其天と云ひ國と云ふは男女に分ち給ふ御名にて想ふに男神は山神にて生み給ひ女神は野神にて生み給ひ之を持別ては云ひしならむか

高麗神 開霽神

此神等は迦具土神の御骸の一段より成坐る神なるを古史成文には開霽神の御名を掲げ給はざれども此神等は所謂貴船神に坐して同神なれども和御魂荒御魂に坐すこと明かなれば古事記並に日本紀の一書に依り今此所に掲げたり而して記紀共に開霽象神の御名あれども此は開霽神の

亦の御名なりと感ぜる由あれば掲げせ但し其由なる者は聊靈異の感覺到屬するを以て此所には云はず他日述ることもあるべし讀者了せよ

泣澤女神

此神は伊邪那岐神其妹伊邪那美神の神去給ひしを悲み給ふ時に御涙に成坐神にて香山之畝尾之樹本に坐す御なりと傳へり世人此神に命乞の願を爲せば其御蔭ありと云ふ然もあるべきことにこそ

速玉之男神

此神は伊邪那岐神の唾給ふ時に成坐る神と傳ふれども何の御神徳あるを知る者なし此は速水が靈異的感覺到依り知得たるは伊邪那岐神千五百の産屋を立むと言立給ふ時

吹成給ふ神にして人の生るゝことを主り給ふ神なるを知  
れり故に御名の義は速魂之緒にて命魂の神なるを云ふ而  
して睡給ふに非して拂給ふに因て生坐るをも知得せり  
豫母都事解之男神亦云大事忍男神  
此神の事亦委く説きたる者なきと是亦例の靈異的感覺に  
依りて此神は速玉之男神の荒御魂の神に坐して人の命の  
蘇生を主る神なるを知れり故に御名の義は豫母都事即死  
事を解捨る神の謂なり人の死を挽回するの大難事を負持  
神なれば大事負男神とも云ふなり因て云ふ速水の感覺に  
於て靈異的として記れを怪む者もあるべけれども果して  
靈異の感覺なるか妄言人を欺く者なるかは神明より外に  
知る者は無かるべし其信せざる者は之を妄と云はり妄と

云はむのみ自只難有きのみなり  
新理比時神 豫母都道守者  
此神は伊邪那美神千頭絞殺むと言立給ひし時成坐る神に  
て新理は絞り即人の死を主り給ふ神なるを知れり然るは  
明治廿七年五月中筑前國怡土郡福吉村大字福井に巡教せ  
し時其所の産土神は主神新理比時神なりと云ふに其神高  
橋増子に掛給ひて我は人を殺すの道をするに詔給へるに  
て知るべし故に豫母都道守者とは死道を守るの義にて此  
神の別稱たること疑ひなし  
大加牟豆美命  
此神は伊邪那岐大神夜見國より逃還坐て豫母都平坂なる  
桃の實を三箇探て待懸給ひしかば雷等悉に逃返ければ大

神告桃曰汝如助吾所有宇都志伎青人草之落苦瀬而惚苦之  
 時可助靈詔之而賜大加牟豆美命云名矣とありて桃の木  
 稱名なり今世にも桃は悪鬼を防の徳ありと云ふは之が爲  
 なり木にも精靈あり人能了せよ  
 來名戸之祖神亦名衝立船戸神亦云久那斗神  
 此神は伊邪那岐大神の御杖より成坐る神なり  
 道反大神亦號八衝比古八衝比賣神  
 此神は豫美坂に所塞之石に成坐る神に坐せり  
 上件久那斗神八衝比古八衝比賣神三柱者所謂障神等也と  
 ありて世中に凶事あらむを防ぎ給ふ神なり道饗祭の詞に  
 八衝比賣八衝比賣久那斗止御名者申氏辭竟奉久波根國底國  
 與里廳備疎備來物爾相率相口會事無氏下行者下乎守里上

往者上乎守里夜之守日之守爾守奉齋奉禮とある如く日夜  
 に國をも家をも人をも守給ふ大神なり  
 底津綿津見神 底筒之男命  
 中津綿津見神 中筒之男命  
 上津綿津見神 上筒之男命  
 此六柱神等は共に海神に坐して伊邪那岐大神の禊給ふ時  
 に成坐る神なり此神等の御功德其々の區別もあるべけれ  
 ども海面一体の御姿なれば明に明言すること能されども  
 總海中の事は海産物の生るも海路の往來も一切知食給  
 ひ又雨風をも知しめし給ふ大神に坐せり  
 沫那藝神 沫那美神 類那藝神 類那美神 天之水分神國之  
 水分神 天之久比奢母智神國之久比奢母智神

此神等は速秋津日子神速秋津比賣神二柱河海に因て持別に生成給へる神に坐して雨露氷雪等を知食給ふの御神徳に坐せり故に沫とは水の沫にて水の蒸發する所を云ふ類とは連にて水の氷りたる所を云ふ俗に垂落水の凍結したるをツラ、と云ふは其事なり水分とは字の如く雨を四方八方に配り降するを云ひ久比奢母智とは酌飽持にて俗に云ふ水取の働さを爲すことなり此神等坐しまして万物の滋潤を見ることを得るの神徳なり其天と云ひ國と云ふは男女の二柱に立給ふことを云ふ  
多紀理毘賣命亦云田心毘賣命 胸形之奥津宮に坐す  
狭依毘賣命亦名市杵島比賣命 胸形之中津宮に坐す  
多岐都比賣命亦云高津比賣命 胸形之邊津宮に坐す

此三柱神を合奉りて須勢理毘賣神と申す天照大御神須佐之男神と御誓を爲し給ひて吹成坐せる神なり後に須佐之男神に與へ給ひけるに依り其御子として天降り給ひ三柱神各自其鎮坐す宮の表を定置給へるより其地を身形と云ふ今の筑前國宗像郡なり又皇美麻命を助奉れとの御教を天照大御神に受給ひて海北道中に坐す故に道主貴と號給へり其海北道中とは即奥津宮中津宮邊津宮等の事なり世に船魂神と稱へ奉るは此神等の事なりとぞ  
天穗日命 天津日子根命 活津日子根命 熊野久須毘賣命 亦云熊野大隅命  
此神等は速須佐之男神御誓の時天照大御神の珠を乞受て吹成坐る神なり此神等の中に天穗日命は皇美麻命の天降

坐す前に大に國平の事に御功徳を現し給へるは本卷已に  
 之を説けり就て見るべし  
 武夷鳥神亦名武御熊命亦云武三熊之大人亦名稻背脛命  
 此神は天穗日命の御子に坐して父大神と共に國平の事に  
 御功徳を立給ひし神なり出雲國造は此神の御末裔にて今  
 の世までも一姓歴々大社に仕へて天下無比の名族なり是  
 皆御父子神の御威徳と知られて尊きことなり  
 八意思兼神亦名天思兼神亦名常世思兼神  
 此神は思兼の智ありとて天照大御神の天之岩屋に幽居給  
 ひし時第一の神として種々の深謀遠慮を現し給へる大  
 神に坐すが故に此御名をも持給へるは必なり皇美麻命の  
 天降坐す時にも特に副て天降し給へる神にて神の中にも

最御神徳高き大神に坐すおと更に疑ひなし然る此神の事  
 平田大人は天兒屋根命と同神に坐すとて古史徴に委く説  
 述給へるを速水は其御説を信じ難く思ひけれども大人  
 思兼なる智にて思定め給へることなれば狼に思變むは宜  
 からせと思ひ諦め居たるに高橋増子靈異の神告に依れば  
 思兼神は親神に坐し兒屋根命は御子に坐すと云ふにつき  
 考ふれば思兼神は興登魂命なるべく思はる興登は心利又  
 心音にて心の敏く即八意の義なると言語の道を彌開きに  
 開き給へるとに依り魂とは稱へ奉りしなるべし此意を以  
 て岩屋戸の條文を読みみるに思兼神は總裁の如く兒屋根  
 命は其下に立て事を執行ふ長官の如き趣旨あるを見る其  
 御傳に云く如此種々設備而召天兒屋根命天太玉命而云云

とあるは思兼神の神議を本として神々を使役し給ふの文  
義なること敢て疑なきが如し如此思定むる時は皇美麻命  
御天降の時常世思兼神を副賜とあるを御魂のみの事と思  
ふに及ばせ又古事記の文のまゝにて必しも文字を加へて  
改むるにも及ばず平穩に解釋し得らるべし尙又姓氏録に  
津速魂命三世孫天兒屋根命とあるも舊事記に津速魂尊兒  
市千魂尊兒興登魂命天兒屋根命とあるも共に能合ひて疑  
ひ無るべし然に思兼神は中臣氏の大祖とも云ふべきに其  
名無くして系圖の解狀に従大祖天之兒屋根尊以來云々と  
あれば兒屋根命と思兼神とすること穩當ならむと思ふ者  
あるべけれども決して然らず思兼神は天上に於ては重き  
神事を主り給ひし大神に坐せども皇美麻命の天降給ふよ

り後は天兒屋根命專と重き御政事を執給へば系圖に於て  
大祖として記したるは然もあるべきことなり然りと雖ど  
も必しも異同を争ひ論ずるには及ばざるなり讀者の意に  
任せて可なるのみ  
津速産靈神  
此神の事亦明ならざる者あり如何なる時代の神にて何等  
の御神徳ある神ならむか更に其傳なし舊事記には高皇産  
靈尊次神皇産靈尊次津速魂尊とありて獨化の神とせり古  
事記日本紀共に其御名なしと雖ども已に産靈の名あれば  
尊き神に坐すは疑ひなし菟も角も天兒屋根命の遠祖神と  
して敬ひ奉るべき神にぞ坐しける  
追説高橋増子靈異の神告に依れば此津速産靈神は天に坐

します月徳の神にて津は月の義なり而して月とは盡き盡  
くと活用きて万物の終りを云ふものにて造化神徳中の死  
滅を主り給ふの神なりとす如此て此神は神皇産靈神の荒  
魂に坐すとぞ然れば本来獨化の神に坐せば古語拾遺の異  
本また舊事記に高皇産靈神神皇産靈神と共に並べて記し  
奉りしこと誠に其道理なりとす尙此神の事に就ては佛説  
或は耶蘇教の所説に依り大に考ふる所あれども此所には  
言はず別に詳論せんと欲す此の追説は本書已に成稿した  
るの後に得たるの神告なれば之を追説として記せり  
天兒屋根命  
此神は天照大御神の天之岩屋に幽居給ひし時又皇美麻命  
の天降給ふ時共に高き尊き神事に與り給へる神に坐すは

神典に傳て明なり已に本卷御歴代天皇の章に説述たる如  
く天兒屋根命任天都神之御依而云云皇神等與皇美麻命之  
御中執持而伊賀志棒之不傾本末仕奉云云とあるおと天下  
第一の重任と謂べし神代以來皇國々体の尊嚴なるおとと  
得たるは此神万世の法を執給ひしの功德與りて大なるを  
知る然れば此神の後裔今世までも朝廷の顯職に立て絶さ  
るは蓋偶然に非るなり  
天太玉命亦名天櫛玉命  
此神は産巢日神之御子天櫛明玉命之兄也此神之后神謂天  
比理乃咩命と傳へり此神は天兒屋根命と相並し給ひて天  
之岩屋戸の時又皇美麻命の天降給ふ時にも重き御任命を  
受けて執行ひ給へる大神なり想に兒屋根命は御政事の表

に立給ひ今世の總理大臣の如く太玉命は御政事の内を知  
 給ひ今世の内大臣の如く執行ひ給ひしおとと信せらる故  
 に多く神事に仕奉りて神人の心を和鎮ことの御神徳ある  
 を見る神典に此種々之物者天太玉命取持太御幣或は天太  
 玉命指出其鏡而とあるは岩屋戸の時の事なり皇美麻命の  
 天降給ふ時は高皇産靈神天津神籬を起樹給ひ御教を垂給  
 ふ時復勅太玉命曰宜率諸部神而供奉其職如天上之儀とあ  
 りて誠又尊き神事を知給ふ神に坐すを知る彼の齋部氏は  
 此大神の御裔なれば廣成宿稱に於て其家の衰を悲み慨み  
 給しも宜なりけり

天照國照彦火明命亦名天櫛戸神亦名櫛玉饒速日命  
 此神は天之忍穗耳命の御子にして御母は玉依毘賣命も坐

す此神は彼の十種の神寶以て人草を救ふの道を傳へし大  
 神も坐して世にも尊き御功德ある神に坐せども言長けれ  
 は云はせ世人能く敬ひ奉て御幸ひを請はむのみ

伊斯許理度賣命亦名天香山命  
 此神は天麻比止都命と共に鍛冶の元祖神に坐して彼の世  
 にも尊き日像之鏡を作り給へるは此大神に坐しけり

天麻比止都命亦名天津麻羅命亦云明立天御蔭命  
 此神は伊斯許理度賣命と共に鍛冶の元祖神に坐して天照  
 大御神を招奉るとして彼の雜刀斧及鐵鐸と作給へるは此  
 神に坐せり

天日鷲命亦云天日鷲翔矢命  
 此神は天手力男命の御子も坐し織工の道と始め給へる神



なり

長白羽命亦名天物知命

此神は天日鷲命の御子に坐して亦織工の祖神なり

天羽槌雄命亦名天羽雷命

此神は角疑魂命の御子なる伊佐布魂命より出たる神なり

と傳へり而して伊佐布魂命とは手力男命に坐せり

天御棹命 天八千々比賣命亦名天棚機比賣命

此神等も亦織工の道を始給へる神なり

手置帆負命彦狭知命

此二柱神は産巢日神の御子に坐し工業の元祖神に坐せり

天之岩屋戸の時に於て以天御量以齋斧而伐大峽小峽之材

而以齋鉏立齋柱而令造瑞御殿及御笠矛盾矣とありて其遺

法今世までも傳りけるは實に國家に功德ある神等に坐せ

り 天櫛明玉命亦名玉祖命

此神は玉作の元祖神に坐せり想ふに總て石工の業は此神

の始給ふものなるべし彼の世にも尊き八尺勾玉は此神の

御作なりとは長き大神に坐すを是必玉石の精靈神に坐す

こと更に疑ひなし御名に玉祖命と申し奉るは蓋謂あるの

御名ならむかし

天手力男神亦御名石戸別命亦云櫛石窓命豊石窓命

此神は天底立命の御子と傳へり天照大御神を天之石戸を

引開て其御手を取て引出し奉りしは此大神に坐して亦常

に其殿門を守衛給り又皇美麻命の御門をも御守給へり人

若其御幸を乞祈奉らば家門をも守り給ふこと敢て疑ひな  
 し  
 天宇受賣命亦名大宮能賣命亦名宮比神  
 此神は太玉命久志備所生之神也と傳へて靈妙の神徳ある  
 神なり凡此世中の事は我心に苦み無して樂みと思ふばか  
 り難有き者はなく如何なる凶事も心凶事とせざれば終に  
 凶事なきの道理にて如何なる事も凶事とせざる人には其  
 凶事變じて吉事と爲るは造化の惟神なる御法なり彼の天  
 照大御神の天之岩屋戸に刺幽居給ひ世は常暗と爲り八百  
 萬神等共に愁ひ迷ひて招奉るべき道を神議り議り定めて  
 種々の事を執行ひ給ふ中に此天宇受賣命は以天香山之天  
 日陰爲掛以天香山之天眞拆手次繫而以天香山之小竹葉結

手草而手持鐸著之矛而於天之石屋戸前舉庭燎伏汗氣而踏  
 登村呂許志爲神懸而云比登布多美用伊都牟由那那夜許許  
 能多理毛毛智用呂都而掛出胸乳裝緒抑垂蕃登給へば八百  
 萬神も心浮れて相共に歌ひ舞ひ高天原震動て咲ひ給ひけ  
 れば天照大御神の御心も動き給ひて怪と以爲し細開天石  
 屋戸而自内詔者因吾隱坐而以爲天原自暗葦原中國亦皆開  
 矣何由天宇受賣者爲樂亦八百萬神諸咲耶詔給ひけるより  
 天宇受賣神は益汝命而貴神坐之故嗜樂遊と白給ひ終に天  
 照大御神を出し奉ることゝ爲ぬるの靈徳妙用誠に此大神  
 の御功德なるは誰かまた疑ふ者わらひや大神の此靈徳あ  
 る所以の者は御父太玉命至誠を凝して御祭の神事に仕奉  
 るの間天真の御心感動して現れ給へる神なるの故なるべ

し蓋是天地和徳の精靈ならむのみ然れば此神の向ふ所和  
合せざるなきは宇受賣神とも宮比神とも稱奉るにて知べ  
し彼の猿田彦神の天八衢に出立し給へる時神等は得間給  
はざるに此神は往向て問給へり其時高皇産靈神之命以而  
詔天宇受賣神曰汝者雖有手弱女與伊牟布神面勝神也云  
云と詔給へり固より猿田彦神は異心坐す非ずと雖ども  
他の神の向ひ難き所に向ひ給ふの御心の和樂優美に坐し  
ますこと果して奇びの神なりけり猿田彦神に於ても宇受  
賣命の往向ひ給へるを御心笑しくや思し給ひけむ吾國神  
名猿田毘古大神也と御答へ給へり此御詞に於て何を以て  
笑しく思し給ふを知らざれば宇受賣命身は女神に坐せど  
も其向ひ給ふは皇美麻命の畏き御使なり其神に對して猿

田彦大神なりとて御自大神と宣給ふこと御戲の御意を合  
み給へること明なり日本書記の一書に天鈿女乃露其胸乳  
抑装帯於臍下而笑味向立とあり如此狀の神に向ひ給ひて  
の御詞なれば殊更に大神と宣給へるものなること敢て疑  
ふべきなし然らざれば皇美麻命の御使神に如此在ことを  
宣給ふの道理無ければなり此事因縁となりて終に猿田彦  
神と御合給ひ猿女君等の祖神とは爲給へり而して此神は  
常に天照大御神の御前に侍ひ仕奉れり之を今世内侍以善  
言美詞和君臣之間如令悦憚宸襟也と云へり如何も奇に  
尊き神なりけり  
五十猛神亦云伊太初曾神亦名大屋毘古神  
此神は速須佐之男命の御子なりと傳へり其天降之時多將

樹種而下坐矣雖然不殖韓地盡持歸而始自筑紫島而大八洲  
之國內悉播殖而成青山矣所以稱五十猛神而謂有功之神と  
ありて森林樹木を繁殖せしめ給ふに於て御功徳坐神に坐  
せり又此神を韓神會富理神と稱して宮内省に坐す神なり  
と傳へ奉れり  
足名推手名推神亦名稻田宮主神  
此神は大山祇神の御子にて櫛名田比賣神の父母神に坐せ  
り而して八島士奴美神の宮の首と爲給へば稻田宮主神と  
は申すなり  
眞髮觸奇稻田比賣命亦名奇稻田美等與麻奴良比賣命  
此神は足名推手名推神の御女にて速須佐之男命の后神に  
坐せり此神を稻田比賣神と申すには大に考へ得たる事あり

れとも言長ければ云はせ只須佐之男命の御國造を助給へ  
るの御功徳ある神と見て宜かるべきのみ  
八島士奴美神名亦清之繁名坂輕彦八島手神亦名清之湯山  
主三名狹漏彦八島篠神亦名八束水意美豆努神  
此神は速須佐之男神の御子にして御母は櫛名田比賣神に  
坐す此神を國引坐神と稱す由者八雲立出雲國者狹布之堆  
國在哉初國小所作故將作縫詔而考衾志良紀之三埜國之餘  
餘有耶見者國之餘有詔而童女胸鈕所取而大魚之支太衝別  
而波多須々支穗振別而三身之綱打挂而霜黑葛間々耶々運  
河船之毛々會々呂々邏國々來々引來縫國者自去豆打絶而  
八穗米支豆支之御埜也とて他の所の土地を持來りて八穗  
米支豆支之御埜を補綴し給へり此の外にも縫成給へる國

所も有て國作の御功德誠に大なる神に坐せり  
 都留支日子命 國忍別命 磐坂日子命 衝杵等乎留比古  
 命 青幡佐草日古命  
 此神等は速須佐之男神の御子神に坐せり其御神徳の事委  
 く傳はらねども何れも國造に御心を盡され給ひしは敢て疑  
 なし御名に都留支日子と云ひ衝杵等乎留比古と云ふは妖  
 物を征伐の御稜威に因の謂なるべし國押別と云ひ磐坂日  
 子と云ひ青幡佐草日古と云ふ等は赤原不毛の地を開拓し  
 て耕作等爲し給ひし謂の御名なるべし此神等國巡給ひし  
 事麻を蔭初給ひし事等の御傳あるにても知べきなり  
 神大市比賣命  
 此神は大山祗神の御女にて速須佐之男神の后神に坐せり

彼の大歳神は此神の生給へる御子に坐せり然に大歳神は  
 御年作の元祖神に坐して彼の稻田比賣神は田作の道に御  
 功德ある神と思へば此神大市比賣命は稻田比賣神と同神  
 に坐すを知る而して大市とは大歳にて御稜威の猛く坐す  
 と云ふ御名にて前に記し奉りし都留支日子命亦衝杵等乎  
 留比古命等は此神の大市と云ふ御名に縁故あることと思  
 はる依て思ふに稻田比賣神は耕作勸業に御幸給ふ御名に  
 坐し大市比賣命は國家鎮撫の御稜威を稱へ奉る御名なり  
 と信じて疑ひなし此神に於て其御稜威の坐すことは彼の  
 遠呂智を斬給ひて後國々の荒振物等を征伐給ひしは申す  
 迄もなく其征伐事に此神は常に從ひ給ふの間自然猛き御  
 稜威ある神と爲給ひしこと信じて餘有ればなり然れども

此神は大山祇神の御女とあれば稲田比賣神の足名推手名  
推神の御女と云ふに相違ありと思ふ者もあるべけれど  
其足名推手名推神は大山祇神の御子とあれば一の傳は御  
子なり一の傳は御孫なり御子御孫を共に御子と云ふこと  
神代に於ては其例少しとせむ故に之を以て異神の証據と  
は云ふ可らざるなり菟も角も共に尊き后神に坐すは其生  
給へる御子を見て知るべきなり

大歳神亦云大歳御祖命  
御年神 此神者大歳神之御子坐也  
若年神 此神者羽山戸神之御子坐也  
此三柱の神等は所謂御年の皇神等と稱へ奉りて天下耕作  
の元祖神に坐せり我皇國を千五百秋瑞穂國と稱するも此

皇神等の御功德あるが爲なり彼の祈年祭の詞に皇神等能  
依左志奉車與津御年乎手肱爾水沫盡垂向股爾泥畫寄氏取  
作車與津御年乎八東穗能伊加志穗爾皇神等能依左志奉者  
云云とある如く耕作に功勞を盡させ給ふの状思ふも畏さ  
次第なり此皇神等の耕作上に御稔威畏き事は大地主神營  
田之時田人令食牛完矣于時御年神之御子至其田而唾御糞  
遺坐而於父告其狀之時御年神怒坐而於其營田放給蝗矣於  
是苗葉忽然枯損而似篠竹矣とありて御年神の御怒にて蝗  
の災起しとは畏さることなり然に御年神の如此御怒給ふ所  
以を考ふるに牛なる者は五穀と共に宇氣母智神の身より  
成出たる物にて耕作を助る爲の道あれば本來食用と爲す  
べき者にあらず故に耕作を營む者は之を愛し之を重むべ

さの道理なるに其肉を田人に食しめたるを以て御怒給ひ  
 しこと明なり凡万物各主用あり即天命あり其天命を全せ  
 しむること蓋其物を處するの道ならむ人たる者の火に考  
 ふべきなり而して巫の教に従ひ御年神に謝奉れば御許あ  
 りて種々の教を示し給へり從其教而行之時苗葉復茂而年  
 穀豊稔矣とは難有き御神徳に坐しけり  
 奥津日子神奥津比賣神亦名大戸比賣神此二柱神謂庭津日  
 神亦云庭高津日神  
 此神は諸人之持伊都久竈神也とありて炊事の道を開き給  
 へる神なり世には此神等と火産靈神とを合せて竈三柱神  
 と稱す  
 阿須波神波比岐神

此神等は人の往來家の出入を守り給ふ神にて旅人の必祭  
 るべき神に坐せり  
 香山戸神羽山戸神  
 此神は大歳神の御子に坐す速水が威念に依れば此れは御  
 年神の亦の御名なるを知れり  
 大山昨神亦名山末之大主神 此神者坐近淡海國日枝山  
 此神は大歳神の御子に坐す神なるが想ふに猿田産神の亦  
 の御名ならむとは例の靈異的威覺に依りて知らる此は山  
 野を開招し給ふ時の御名と思はる尙委さるは他日説  
 き明を爲ひと欲するなり然るに出雲大社に依れば  
 言代主神の御別名と云へり別神同名ならむか  
 猿田産神亦名大土神亦云大土之御祖神

此神は大歳神の御子にて御母は支佐比賣命に坐す其生  
給ふ時に弓箭失坐矣爾時御祖支佐比賣命吾子麻須羅神  
之子坐則所失之弓箭出來願給矣爾時角弓箭隨水流出來爾  
時生坐之御子詔曰此者非弓箭也詔而擲廢之又金弓箭流出  
來即待取之坐而開岩屋哉詔而射通之時光加加明也とあり  
て生ながらに能く言ひ能く射るの靈徳早くも已に現れ給  
へり御名に猿田と云ふは眞田にて田畑を開くの御神徳に  
因りての義なるべし苗の若さを早苗と云ひ女の若さと少  
乙女と云ふ如く總て物の清單なるをサと云へば田畑の未  
だ熟せざる者を云ふの意なるべし世に此神を導きの神と  
して道路の傍に石体を齋奉ることあるを是彼の皇美麻命  
を導き給へるより其御功徳を稱へ奉りて御幸を祈願奉る

の謂なりとのみ思ふ者あれども只其御功徳のみの故には  
非るなり實に此神は山野不毛の地を開き道なき所に道を  
通じ國を富し人を殖しひるの事を爲し給ふの神に坐せば  
皇美麻命を導き給ふも平常に國所の良否道路の如何等は  
知しめし給ふの道なるより自然に導きの御神徳をば現し  
たる者なるを知る其皇美麻命を導き奉りし事は特に大な  
る御功徳に坐せば此事を専に稱へ奉るは固に當然の道理  
なりとす神典に云く爾日子番能運々藝命將天降坐之時先  
驅者還白云於天之八衢鼻長七咫背長七尺餘之神居而上光  
天原下光葦原中國眼如八咫鏡白矣即遣從神而令問之時不  
得目勝問矣是を狹田彦大神の御身相には坐しける今天  
より降り給ふ神にて先驅と立給ふ神亦御從神の中には狂



き雄々しき神の坐すは白すも更なることなるに其中に一  
柱も目勝問神なしとは如何畏き大御稜威ならずやも此時  
其状と高天原にまで奏して天勅を伺ひ奉りしは故天照大  
御神高皇産靈神之命以而詔天宇受賣命曰云とあるにて  
知るべし何となれば此時は已に天磐座放て天降坐す道の  
最中なれば右二柱大御神其所に坐しますの道理無ればな  
り天之八衢とは虚空の中にある境界にて彼の夜見に豫母都  
平坂あるが如く八衢は天地相分るの境界なり此八衢と云  
ふ詞に狭田彦大神の御本徳と坐す導きの事と現し給ふの  
機已に見ゆるたるは實に謂あるの御傳詞なり而して天宇受  
賣命に汝往而可問吾御子之將天降之道誰耶如此而居詔矣  
故天宇受賣命住向而問之時八衢之神答曰吾國神名狭田毘

古大神也出居由者聞天神御子天降坐之故參向侍而侍惡白  
給矣天宇受賣命復問曰汝先立行乎抑吾先立行乎答曰吾先  
立而啓行惡云云故其狭田毘古神立御先而云云果先如狭田  
毘古神之言於築紫日輪之高千穂之久士布流峯天降坐矣と  
あり凡て初て他國に入に行べき道の明ならぬ得て困難な  
るなし今や此大神の導きありて安々に天降坐せり如何大  
なる功ならせや  
稻依比女命 千依比賣命 佐々津比古命  
此神等は大神の御子に坐せり如何なる御神徳の神々に  
坐すかは知されども父大神の御業を助け給ふの神なるは  
敢て疑ふべきなし  
若山昨神 若沙那賣神 彌豆麻岐神 夏之賣神亦名夏高

津日神 秋毘賣神 久々年神 久々紀若室葛根神  
 此神等は羽山戸神の御子等なりとの傳へなるが御名の義  
 は皆五穀を作るに御功德あるの謂なることは平田大人の  
 古史傳に説き給へるか如し就て見るべし  
 天之冬衣神亦云天葺根神  
 此神は八束水意美豆努神の御子に坐して大國主神の御父  
 神に坐せり  
 赤衾伊努大住日子佐別命  
 此神も意美豆努神の御子なるを速水の威念にては天之冬  
 衣神と同神にて又久々紀若室葛根神も同神の異名ならむ  
 と思はる此神は冬籠の道を司り給ふ大神に坐すは其御名  
 にて明なり冬衣は冬籠主の義赤衾伊努大住とは清明衣衾

寝哉大住にて冬の寒時に暖に衣て安に家居爲すの義久々  
 紀若室葛根とは木々と組々て新に造れる清き御室列ね成  
 す神と云ふの義にて何の御名も富有安樂に居住するの謂  
 なり以上八島士奴美神より冬衣神までの神々は速須佐之  
 男神の御子御孫に坐して専に國家を富強にするの神徳  
 る神々なるを是實に速須佐之男神の御心の現れ給ふの  
 跡ならざるなきを知る大神一度は荒び須佐比給ひしなれ  
 ども御心に於て非なるを悟り給ひしや雲霧晴て明月皎々  
 たるが如く直に月光万物を保成けるの本徳を現し給へる  
 こと尊しと申すも愚なる次第なり伊邪那岐大神の貴子と  
 喜給しも亦宜にぞ坐しける其大神の御子御孫の神々等御  
 功高きも亦宜なる哉

八十神

此は一柱神の御名に非ざ諸の多くの神を申すことにて大  
 國主神の庶兄弟八十神坐すを云ふ高橋増子靈異の神告に  
 依れば此八十神は妖神の部類に入て國家人民の衰頽不運  
 に属すると喜び世の中に災難を起さむとする神にて俗に  
 所謂貧乏神なる者は此八十神等なりとぞ恐るべきは天法  
 なり八十神等は尊き神の御子に生れ富有安樂の中に成長  
 坐すし生ながらの畏き御身なるに餘物は欠るの道理橋慢  
 奢美の心自生じ遊逸を好み勞苦を厭ひ他人の善美なるを  
 ば羨望し之を妨害せむと欲するの御心なりしは其大國主  
 神に對しての御所爲にて明なり故に神典に云く大國主神  
 之庶兄弟八十神坐矣雖然皆國者奉選於大國主神矣とて八

十神に於て稻羽之八上比賣を婚はむとの心ありて共に稻  
 羽に行ける時大名牟遲神に幣を負せ從者とせり是已を逸  
 にして他者を勞せしむるの妖心なり其途中氣多之前に於  
 て裸なる菟の伏たるを見て之を欺き其身の皮をして悉く  
 風に吹拆ぬしめ痛苦ましめけり是欺偽して他者を害する  
 の妖心なり然も大名牟遲神は其菟を助給ひて其身をして  
 本の如くに成しめたり故其菟白大名牟遲神云此八十神者  
 必不得八上比賣雖負幣汝命獲之白矣とあり菟は獸類なり  
 尙且善惡の道理を辨知して此言を成せり於是八上比賣答  
 八十神云吾不聞汝等之言將嫁大名牟遲神云とは實に然も  
 あるべきことなり誰か不仁の者に與せむや故爾八十神怒  
 て大名牟遲神を欺き強迫して死せしめたり是他人の美德

幸榮を嫉妬するの妖心なり而して大名牟遲神の活立給ひ  
 出遊行を見て欺復きて拷殺したり且大名牟遲神の其難を  
 避給はむとするを見て矢刺まで爲たり如此の悪心なれば  
 天道豈免さむや終に永妖神と爲りて本來の貴身をば自亡  
 したり然ば如此き神を拜み奉ることを不審く思ふ者もあ  
 らむかなれども妖神を妖神として捨るは惟神の道は非る  
 なり皇朝の大典中遷却崇神祭ありて皇神等波荒備給比健  
 備給比崇給事無志氏云云自此地波四方乎見霽山川能清地  
 爾遷出坐氏吾地止字須波伎坐世云云とあり妖神の荒振心  
 をも和鎮が眞實の道なり世人は知や知せや妖神と云へど  
 も其本問は造化の要機にして正善の道に活動力を與るの  
 妙用ある者なり能く此眞理を悟りて妖神の妖事を變じて

吉事の根と爲さむこと神道第一の要義なりとす見よ大國  
 主神も此八十神ありて大國主と爲り給へるなり如此在處  
 を神道の悟道とは云ふなり  
 菟神 此稻羽之素菟者也  
 此菟は尋常の菟に非ず八十神と大國主神の心の善惡を世  
 に現す爲の奇の菟なるは信じて疑ひなし神代には其類多  
 し世人能く神理を研究して可なり  
 蚶貝比賣神 蛤貝比賣神  
 此神等はは大國主神八十神の爲に殺され給ひし時其を活さ  
 しめ給ふ爲に皇産靈神の天降し給ひし神に坐せり此神等  
 大國主神を活し給ふの方法は蚶貝比賣神伎佐宜集しとて  
 火に焼かれて傷爛せし身肉を寄せ集めて相休を刻成し凝

らしむるの謂なり蛤貝比賣神宇武岐とて産立潤はしむる  
為水を以て母の乳汁と禁厭つ、塗成すの謂なり此蘇生復  
活の法今の世に傳はらざるは遺憾少からざれども眞心を  
凝らして此神に祈奉らば自然に御蔭を被ふるの道はある  
べし而して此蚌貝比賣神は猿田彦神の母神に坐せり

鼠  
此は大國主神夜見國に於て燒野に立出む所を知ざるの間  
に出來て内者富良々々外者須夫々々と云ひて大國主神を  
助け奉りし鼠なり是亦奇の鼠なり豈尋常の物ならむや  
八上比賣神  
此神は大國主神の御妻神に坐して其事は上文に記せり  
木俣神亦名謂御井神

此神は大國主神の御子にて御母は八上比賣神なり世に御  
井神と稱へ奉るは此神に坐し更に亦生井榮井津長井と御  
名と稱へ奉れり  
少毘古那神亦謂手間天神亦謂少名牟遲神亦云少御神  
此神は産巢日神の御子に坐して大國主神と兄弟と爲り二  
柱相並而一心戮力國巡作堅給ひ又爲宇都志伎青人草及畜  
産則定其療病方又爲攘鳥獸昆虫之災異則定給其禁厭法し  
ことは已に大國主神の章に説述たれば讀者了知せしなら  
む此神の御身の大小二相に變じ給ふことも其章に述たり  
き只二柱相共に御心を合せて御功德を成給ふ中に自然區  
別ありて御政事は大國主神に屬し製藥療病等の事は此神  
專に盡し給しなるを知る神典に云く大名牟遲神遠延而伏

之時少毘古那神欲活之而以大分速見湯自下樋持度來而濱浴則有暫間而活起居然詠曰真寔寢哉而踐健之跡處於今存湯中之石上伊豫國之温泉是也とあり又云く此少毘古那神者作始酒之神也故亦謂久斯神とあるにても悟るべきが如し然とも大國主神の療病の法に御功德あるは其未少若坐ましける時にさへも菟を救ひ給ひし御所爲の奇靈に坐せば其年長ての後は如何にか坐しけむ高き御功德のはと想察奉るべし又少毘古那神の政理に明なるは平田大人の赤縣太古傳に秦一とは少毘古那神の漢名に坐すことを説きて其文に云く秦皇問秦一曰天地人事三者孰急秦一曰愛精養神內端者所以希天也吾將告汝神明之極天地人事三者復一也散以八風撥以六合事以四時寫以八極照以三光収以

刑德調以五音正以六律分以度數表以五色改以二氣致以三北齊以晦望受以明曆日信出信入南北有極度之稽也月信死信生進退有常數之稽也列星不亂其行代而不干位之稽也天明三以定一則萬物莫不至矣とて尙其理を明に語給へるを見れば大國主神と兄弟と爲り給ふ程の御神徳坐すこと決して疑ふこと能はざるなり  
因に云く八風とは東南西北及び東北東南西南西北の八方風の事六合とは四方上下の事四時とは春夏秋冬の事八極とは東北方蒼門東方開明門東南方易門南方暑門西南方白門西方闔闔門西北方幽都門北方寒門の事三光とは日月星の事五音とは宮商角徵羽の事六律とは黃鍾大蕤姑洗雅賓夷則無射の事度數とは田天三百六十度の

事五色とは青赤黄白黒の事二氣とは寒暑の事を云ふ尙委くは平田大人の其傳を見るべし  
如此在尊き大神に坐せば且暮敬禮の誠を盡すべきこと人たる者の道なるを知るべし  
谷具久

此は世に云ふ蝦蟇の事にて今の世にも其術とて靈異を現すことあり或は其魂人に憑ることあり人事の已往將來を語ることありて曾て違ふことなし亦奇なる哉  
久延毘古亦云山田之曾富騰

此神者足雖不行盡知天下之事神也とありて賊に奇妙の神徳なり平田大人は名を稱へて天勝國勝奇靈千憑彦命と申せるは然る事なり

沼河比賣命

此神は高志國の意支都久辰爲命の子倭都久辰爲命の子神なりと傳へて大國主神の御妻神なり高志國とは今の越州加賀地方の事と云ふ者あれども速水の考へにては外國の事にて近く云へば支那地方遠く云へば歐州地方の事ならむと思はる何となれば大國主神の御歌に夜斯麻久爾都麻麻岐迦泥豆登富登富斯故志能久遷遷佐加志賣遠阿理登伎加志豆とあるにて近き内國の事ならぬを知らばなり此神高橋増子に憑給ひしことありしが頗御姿の美麗き神なりと云ふ  
味鉏高日子根神亦名一言主神  
此神は大國主神の御子に坐し胸形奥津宮坐神多紀理毘賣

命の生給へる神なり容儀華艶而映千二丘二谷しとぞ  
積羽八重言代主神

此神は大國主神の御子に坐し邊津宮坐高津比賣命の生給  
へる神なり

以上二柱神は同神に坐して時として御魂を分給ふとき  
御名なり專に傳へては八重言代主神と申して所謂惠比須

神なり世に此神は賣買商法の道を開き給ひて福徳を與ふ  
る神なりとて大に尊崇せり正史に其傳なしと雖も日々

相傳の口碑反りて正實なるを信ざるに足り玉禰にも引説  
し給へる如し雄略天皇の御世に御形を現して天皇命と共

に山狩し給へる時に吾者雖惡事而一言雖善事而一言言離  
之神葛城之一言主之大神也と詔給へる如く善惡共に一言

の下に決し給ふ御心は如何も賣買商業の神と思はるゝな  
り商業の格言に信用資本と云ふも只此御心の道に外なら

ざるなり此神天下の顯事を皇美麻命に献る時令言其父大  
神曰恐之如天神之命此國者可立奉天神之御子吾亦不違奉

云而即踏傾其船權而天逆手於八重青柴垣打成而隱坐矣と  
ありて言よりも行ひを先にし給ふの御心清き明き大神と

は神の中にも其類なき大神に坐しけり聖賢幾万巻の教書  
ありと雖ども人事の要とする所は只是のみ如此き御心の

大神にして神の御尾前と爲て仕へ奉らば天下復違ふ神な  
しとは信に疑ひなき御事なり嗚呼亦尊き哉畏き哉

高比賣命亦名下照比賣命  
此神は味鋤高日子根神の妹人神に坐す



高照比賣命

此神は八重言代主神の妹人神に坐す  
以上二柱神も同神の時として御魂を分給ふ時の御名なり  
此下照比賣神は天稚日子が妻と爲給へり

天御梶日女命

此神は味鋸高日子根命の后神に坐せり

多伎都比古命

此神は天御梶日女命の生給ふ神なるが神典に云く天御梶  
日女命産給多伎都比古命之時來坐多吉村而教曰汝命御祖  
之向位也欲生此處宜也詔矣神名極山之西有高一丈周一丈  
許之石神亦側有二百箇許之小石神其所謂石神者即多伎都比  
古命之御魂也早乞雨時必令零也とあり御稜威尊を神に坐

鹽冶里古命

此神は天御梶日女命の生給へる神に坐せり

燒大刀火守大穗日子命

此神は鹽冶里古命の御子に坐せり此神の御名を見れば鍛  
冶を爲す神と思はる隨て御祖母天御梶日女と云ふ御名も  
御鍛冶比賣の義なるべし御父鹽冶里古も刃比古をヤムヤ  
と變調したる詞なるべく思はる刃と燒刃なり但是只速水  
が感念上の考なり讀者の取捨に任すべし

八野若比賣命

此神は須佐之男命の御女にて大國主神の御妻神なり  
御穗須須美命亦名健御名方神

此神は大國主神の御子に坐して御母は高志之沼河比賣命に坐せり此神は御力強き神にて千弓石をも手末に擎持給へる神なり健御雷之男神との力競に負給へども其神は天地武徳の精靈とも稱奉るべき神に坐すのみならず大神の勅命を受けて天降り給へる御勢ある神なるに此神は父天神も兄大神も己に天神の勅命の隨に御國を献らむと御答坐る後の事なれば御勢と云ふは更に無き時なれば心自然屈縮するの道理なれば復如何ともする能ざりしは毫も疑ふべきなし然ども此神の負給へばこそ他の神々の御心も自然に鎮の道理なれば内部の功徳は亦寡きに非ざるなり當今維新の初西郷敗れて明治の天下安全に歸したると其理異なることなし造化深遠の御心此間に在るも人能く其妙

義を知らずなきは亦如何ともする能ざるなり世人は功名の功名たるを知て未非功名の功徳あるを知らざるなり彼の伊邪那美神は豫母都大神として惡道凶徳を以て國作の大業を成給へり正道は易し變道は難し人若變道の妙味を知んば共に造化の眞理を語るに足ざるなり健御名方神の御心に於て造化眞宰大神の御心を知給ふや知給はざるや知されども天下万世の標準を立給はむとて順逆の道を明にし給ふの大機關に立ち給ふたる隠然なる功徳に於ては天下其比を見ざるべし嗚呼誠に畏き御神徳なる哉  
 山代日子命 若布都主命  
 此神等は大國主神の御子に坐して御母は沼河比賣命に坐せり

綾門日女命

此神は神皇產靈御祖命の御子に坐せり

眞玉著玉之邑日女命

此神は神皇產靈御祖命の御子に坐して大國主神の御妻神

に坐せり

八尋鮮長依日子命 薦枕志都沼值命 天活玉命

天三降命

此神等は共に神皇產靈御祖命の御子神に坐せり

天津國玉神

此神は天稚日子の父神に坐せり

天稚日子

此神は反逆心を起して天罰に死亡せり天下後世不忠の者

の龜鑑となれり

雉名鳴女 名鳴雄 雉名鳴雌 雉

此雉名鳴女とは名鳴雄 雉名鳴雌 雉の總名にて雉名鳴群の

意にて雀のメと同くムレの約言なり此は天神の勅命を受

て天稚日子の久く復命奏ざるを責るの使なり其初に雄雉

を遣し給ひけるに粟田豆田を見て心迷ひ留りて返さりけ

れば更に雌雉を遣しけるに雌雉は天稚日子が門に到り委

曲に天神の詔命の如くに告ければ其鳴聲を惡として天之

波士弓天之波々矢を以て射殺されけり然れば雉も猶忠死

を遂たり其魂を祭らせして可ならむや

天神玉命 此神者產巢日神之御子也

三島溝昨耳命 此神者天神玉命之御子也

溝咋比賣命亦名活玉依毘賣命

此神は三島溝咋耳命の御女に坐せり八重言代主神八尋熊罴に化て此神に通ましと傳へり

天八現津彦命

此神は八重言代主神八尋熊罴に化て溝咋比賣命に通坐て生坐る神なり

伊古奈比賣命 阿波咩命亦云阿波々神

此神は共に八重言代主神の後神に坐せり其阿波咩命は天石帆別命の女にて其所生の御子五柱坐て一柱の名を物忌

奈命と謂すとぞ

八坂刀賣命

此神は健御名方神の後神に坐せり

天御鳥命

此神は産巢日神の御子に坐して大國主神の爲に出雲國の多藝志の小濱に天之御舍を造しめ給ふ時此神を盾部として天降し給へり故大神の宮の御装の盾は此神造り給ひしとぞ

櫛八玉神

此神は水戸神とて秋津日子秋津比賣神の御孫に坐す神なるが彼の天穗日命天神の詔命の隨に大國主神を杵築社に鎮奉て御祭仕奉る時此神爲膳夫而獻天御饗之時櫛白而櫛八玉神化鞠入海底而咋出底之波還而作天八十平瓮而鎌海布柄作燈白以海尊柄而鑽出火而白云是我所燈火者於高天原者神皇產靈御祖命之登陀流天之新巢之凝烟之迄八拳垂

燒舉地下者於底津石根燒凝而栲繩之千尋繩打延爲鈎海人  
之口大之尾翼鱸佐和佐和然控依騰而拆竹之登遠々登遠々  
然將獻天之眞魚昨白矣と傳て神典に在り此御詞の優美に  
巧妙にあることは今人の絶て及ぶ所にあらず如此き御詞  
は神典の榮華とも稱すべく神代文明の狀を觀察するに足  
べき寶詞なりとす凡て神代の昔言語の發達せしことは八  
島士奴美神の國引の御傳大國主神の御歌詞此櫛八玉神の  
御詞及大祓鎮火祭遷却崇神祭出雲神賀詞等を見て知べき  
ことなるが言語の發達は思想の發達なり今世の人能も神  
代の事と研究せざ之を未開野蠻視するは愚も亦甚しと云  
ふべし且其神代の文明は心術言語行爲共に一致不二の眞  
實なり今の文明は全く之に反對せし虚偽の事ならざるな

し故に言語文章を見れば忠臣孝子義人烈婦なるが如きも  
其實を察すれば大に異なるを見る況や言詞も亦神代の絶  
妙なるに及ばざるをや人能此神の御詞の如きを口誦玩味  
して神典の尊さを了得せんかな  
星神天香々背男亦名天津瓊星 一切星神  
此神の事日本紀の一書に云く天神遺經津主神武甕槌神使  
平定葦原中國時二神曰天有惡神名曰天津瓊星亦名天香  
々背男云云とあり天空中の星神のことなるが其何の星た  
るは知べき由なしと雖も平田大人は古史傳に金星の事  
ならむと説れたり然に其星神をば遺倭文神健葉槌命則乃  
服矣とありて直に征服せり是に依て考ふれば皇美麻命の  
此御國を治め給ふことは此天地なる世界の關係なるのみ

ならむ廣く星國に關係ありとは實に怪きまで廣大なることなり所謂八百萬神を神集々給ひ神議々給ふとは天照大御神の統御給ふ天空中一切の神々を集給ひて議給ふことなるも廣く天空中一切の神なるべきは勿論のこと付き速水も廣く天空中一切の神なるべきは勿論のこと付き速水今謹て一切星神と云ふを書加へたり讀者答ひること勿れ尙考ふれば彼の磐筒之男神磐筒之女神等は星の神なるを知る古語に星をツ、と云へり豊後國より出たる上記には星神を奉ることを委く記されたるが上古は上下一般に星祭を爲しなるべし今世にも七月七日に七夕神を祭るは其遺風ならむか實に星神をば祭るべきことにこそ  
倭文神健葉槌神

此神の事は前に已に天羽槌雄命として出せるが今星神を速に平服給へるの御功德に依り又御名の少異なるを以て再び茲に記し奉れり平田大人もさしも嚴くて不服りし星神をかく速に事趣給へるは亦名を天羽雷命と負給へるに符ひて最も雄々しく猛き神になも坐々すると説給へりしは實に然ることなり  
三穗津比賣命  
此神は高皇產靈神の御女に坐して大物主神の後神なり神典に云く高皇產靈神勅大物主神曰汝若以三國神爲妻則吾猶謂三汝有二陳心故今以吾女三穗津比賣配汝爲妻宜領八百萬神而永爲皇美麻命奉護詔給ふとある是なり  
萬幡豐秋津比賣命亦名天萬栲幡干幡比賣命

此神の事前ニ天八千々比賣命トシテ出奉ル神ニテ産巢ス  
日神の御女ニ坐し皇美麻邇々岐命の御祖母神ナリ

玉依毘賣命

此神は皇美麻邇々岐命の御母ニ坐せり

安牟須比命

此神は産巢日神の御女ニ坐せり

天忍日命亦名天津久米命亦云大久目主命

此神は安牟須比命の御子ニ坐して皇美麻邇命御天降の時於  
背取負天磐鞞於臂著稜威高軒於手取持天梶弓手狭天波

矢副持八日鳴鑼取佩頭槌之劍師大久米部而立御前而仕奉

し神なり此神を今世に所謂近衛大將ニ坐ける

天村雲命亦名天二上命亦云後小橋命

此神は天御雲命の御子トシテ遠祖は天會已多智命ナリト

云ふ皇美麻邇命御天降の時太玉申を取テ仕奉し神ナリ而し

て其時復天ニ參上坐テ天津水を取テ降坐し神ナリ神典ニ

云く皇大神皇美麻邇命天降坐之時天牟羅雲命取太玉申立御

前而天降仕奉矣於是諸神白之葦原中國者潮也ト何レ懸白之

時皇美麻邇命召天村雲命而詔曰之食國之水者未熟荒水在矣

故參上御祖命之御許而言此由而來ト恐詔之而令登之即天牟

羅雲命參上而於御祖命之御前ニ以皇美麻邇命之可レ白宣事子細

申上之時神魯岐神魯美命詔曰云云誨曰持下此水而云云神

財之玉毛比共授給而奉下賜矣天村雲命受賜而持下而獻之

時皇美麻邇命詔曰自何道耶參上乎問之時白云大橋者皇大神

皇美麻邇命之畏天降坐而自後之小橋參上也申之時皇美麻邇命

詔曰後亦畏仕奉事勇也詔而令負天村雲命天二登命後小橋  
命云三名賜矣とありて此神の御心の至誠至忠に坐しす  
こと實に是天下萬世人臣の龜鑑とぞ申し奉るべき

天忍雲根命亦云天押雲命

此神は天兒尾根命の御子神と傳へり皇美麻命御天降の時  
天津葍辭を宣て祓禊し神に坐せり然に彼の天津水を請持  
下りし神は此神なりと云ふ御傳ありて云く於是天忍雲根  
命乘天之浮雲而昇坐天之二上而自神魯岐神魯美命之御前  
則以天玉串事依奉而刺立此玉串而自夕日至千朝日照以天  
都詔戸之太詔刀言告如此告則麻知則於弱菲由都五百童生  
出而自其下天之八井將出持此而爲天津水所聞食惡奉事依  
賜矣とあり一の傳は天牟羅雲命とし一の傳は天忍雲根命

とす何の傳を實とし何の傳を誤りとせむか或は同神の異  
名ならむかと思ふに各其祖神を異にせり然ば祖神の御傳  
其一は誤りならむか然りと雖も言難し依て考ふるに何も實  
にて二柱相共に參上給へるを各其家々に傳へたる者なら  
む二の傳其趣の異なるが如くにもあれども能く考ふれば  
天津水を賜りしも實ならむ是は麻知なすの元素なるべけ  
ればなり天之八井出しも實ならむ然らざれば永朝夕に所  
聞食に足ざるべければなり已に御天降の時天村雲命は太  
玉串を取り天忍雲根命は天津詔辭を宣り祓禊とあれば共  
に殆ど同事に仕奉れば其參上り給ひしも共々なりしこと  
信して疑ひなし又村雲と云ひ押雲と云ふも天降坐す真先  
に立て天之八重多那雲を排分下り復其天に上り給ふも村



立浮雲を小橋と乗給へるの御名なることを知るべきなり  
讀者能く考へてよ

大鉗小鉗

此は皇美麻命に雲霧を拂ふの術を授けし土蜘蛛神なり神典  
に云く爾天津産火瓊々杵命於高千穂二上峯天降坐之時天  
暗冥晝夜不別而人物失道物色難別茲有土蜘蛛名曰大鉗小鉗  
二人奏言皇美麻命以命之御手扱稻千穂而爲初而投散千四  
方則虚得開暗白矣千時如大鉗等所奏搯千穂之稻爲初而投  
散之則即天開日月照光惑とある是なり  
事勝國勝長狹神亦名塩椎神亦云塩土老翁  
此神は伊邪那岐大神之御子にて御名の塩椎と云は塩津持  
にて堅盤を製する神なるを云ふ此神は火遠理命の困難を

救ひ給へることあり神典に云く火遠理命往坐海邊而但個  
愁吟之時云云塩椎神來問曰何虚空津日高之泣患之由者問  
奉則答言云爾塩椎神吾爲汝命作善議勿憂坐云而即取囊  
中之立櫛而投地則化成五百箇竹林因取其竹而造間無勝間  
之小船而奉載其船而救曰云云とて海宮に到る事を教へ奉  
ければ火遠理命其教の如くし海宮に到給ひ先に失ひ給へ  
る釣をも得て還り給ひしことあり此神の囊中なる立櫛を  
地に投て竹林を化成たる事の如きは最靈妙の御神徳ある  
神に坐しけり

川鴈

此は前に記す火遠理命海邊に但個給ふ時見行川鴈之嬰瀧  
而困厄即起憐心而解放之とあり此川鴈こそ尋常の鳥に非

火遠理命の御心を試給ふ爲に埴土神の仮に化給ひし者  
と思はるれ固事實の儘を書す御典とは申す者の如此きこ  
とを此間に記すは何となく謂ありげに思はるゝと心を竊  
て見れば自然に埴土神の御心なるを示す意明に知れたり  
佐比持神

此は火遠理命の海宮より還給ふ時に命を乗せ奉りし一尋  
綱の名なり

武位起命

此神は日子穗々出見命の御子に坐せり

櫛根津比古命

此神は武位起命の御子に坐せり

振魂命

此神は大綿津見神の御子に坐せり

天忍人命

此神は振魂命の四世之孫神なりとぞ

以上記し奉る神々は前文已に述べたる如く平田大人の古史  
成文に載奉りし神の御名なるを尙其洩落のあらむをば八  
百萬神と稱へ奉る内に籠奉るの心なり如此記し奉りて見  
れば多きが如くなれども幾万歳と久しき神代の神々豈此  
にて盡すゑとあらむや平田大人の神代御系圖の末に左の  
如く記し給へり  
此外に諸古書に所見給へる神名甚多く別に延喜の神名帳  
に載されたる御社二千八百六十一社御座の數三千一百三  
十二座 大四百九十二座 小二千六百四十座坐し此は官

に所知給へる神等に坐を又諸古記に所見けるを申ば或は  
大社小社一万三千七百卅餘社と云ひ或は神宮二万七千七  
百十三社成宮神二千七百五十社不成宮神一万九千社と云  
ひ或は大小神祇三千七百餘處上爾波一万三千社下爾波粟  
三石乃數とも所見たり云云と記され給へり實に神國と御  
名に負ふ皇御國にあれば其神々を祭りし事の多かりしは  
申すも更なることなるが星移り物換り惟神の道は漸々に  
瘳りて其小き社は全く絶果其大なる社も衰へ行けるは世  
人皆能知所なり凡そ我が皇御國にて神として祭るは天地  
造化の實道に依て齋ひ鎮め奉るものにて其陰御身なると  
顯御身なるとを問はせ造化の上に實徳ある神に坐せり彼  
の佛等の如く一人の口にて自由に説出して有と云ふも實

証なくなしと云ふも道に欠ることなき人造の者とは同日  
の論に非ざるなり故に神を祭るは人たる者の當然の義務  
なり佛は然らば信と不信は其人々の心に依て取捨する者  
なり世人動すれば此道理を誤念し敬神の大道をも一般宗  
教と同視し信向自由に歸せしめむとする者あり非も亦甚  
しと云ふべし世人請視よ皇國の開始する所以ん皇國の永  
續する所以ん皇國の万国に對して光榮ある所以ん一も惟  
神の道に非ざるなし語を換へて云へば天皇の尊き所以ん  
人民の安全なる所以ん即日本魂の存する所以ん實に斯道  
の力なり若斯道を瘳せば畏れれども天皇も其尊きを失ひ  
人民も其頼を失ひ彼の禽獸相食の外國風と何ぞ異なる所あ  
らむや世人能之を考察せよ速水の此言たる決して私言に

非ず皇國固有の國体を説明するのみ故神道總裁一品轍仁親王宮の御諭詞に云く伏テ惟ルニ神道ハ皇國ノ大道天祖ノ懿訓ニシテ皇統一系天壤ト窮リ無キハ即チ斯道ノ存スル所以ナリ夫皇國ノ臣子タル者誰カ奉戴セザル者アランヤ云云とあり是所謂天神社國神社と稱辭竟奉しめ給ふの道なり人豈者へざる可けむや

敬神忠孝愛國人靈神

世の中の人皆人神と稱すこととは大倭姫命の御詞に神皇産靈神の御魂父母の氣に入て生出る神を人神と謂ふ我黨の體中に坐神是なりとありて上古なると後世なるとの別なく人は即神なることを知べし故に神典に於て神を人と

云ひ人を神と云ふの例少しとせせ天照大御神天之岩屋に幽居給ひし時天兒屋根命廣き厚き稱辭白し給ひければ天照大御神内より頃者人雖多請と詔給へるは神を人と稱せし者なり亦大國魂神白之云云皇美麻命者專治葦原中國之八十魂神と詔給へるは人を神と申せし者なり然ば神と云ふも人なり人と云ふも神なること疑ひ無きを神代は固より上古の人は御神徳高く尊く坐ますより語義一變して生て在ても死たる後も御神徳の高き尊き者を神と云ひ又は神は隱身に坐すより死たる人の靈魂を神と稱すこと、爲れり今此義に依り死したる人の靈を神と稱へて人靈神とは唱へり然に其人とは何人を敬神忠孝愛國の日本魂ある人々の事なり夫神代の時所謂出入顯幽するの神々は本性

の体質より神に坐せども降て人世と爲ての後神として祭  
 る者は皆其敬神忠孝愛國の精神ありて御國に天皇に公衆  
 に父母に亦其主人に至誠を盡し功勞を立たる人に非ざる  
 なし一々其人名を數へ舉るに違あらざと雖も天下其實  
 跡少きに非ず世人能之を知らむ已に朝廷に於ても明治の  
 初此義を天下に明にし給へり然るは明治元年四月廿一日  
 御達あり

太政更始之折柄表忠之盛典被爲行天下之忠臣孝子ヲ勸奨  
 被遊候ニ付テハ楠贈正三位中將正成精忠節義其功烈萬世  
 ニ輝キ千歳之一人臣子之龜鑑ニ候故今般神號を追證シ社  
 壇造營被遊度思食ニ候依之金千兩御寄附被爲在候事  
 但正行以下一族之者等鞠躬盡力其功勞不少段追賞被遊

合祀可有之旨被仰出候事

明治五年五月廿四日御布告

今般楠社鎮座ニ付自今湊川神社と被稱候事

但社格ノ儀ハ別格官幣社ニ被列候事

明治元年五月十日御布告

太政御一新之折柄賞罰ヲ正シ節義ヲ表シ天下之人心ヲ興  
 起被遊度既ニ豊太閣楠中將之精忠英邁御追賞被仰出候就  
 テハ癸丑以來唱義盡忠天下ニ魁シテ國事ニ斃レ候諸士及  
 草莽有志之輩冤枉罹過者不少此等ノ所爲親子之恩愛ヲ捨  
 テ世襲之祿ニ離レ墳墓之地ヲ去リ櫛風沐雨四方ニ潜行シ  
 專ラ舊幕府ノ失職ヲ憤怒シ死ヲ以テ哀訴成ハ縉紳家ヲ鼓  
 舞シ或ハ諸候門ニ説得シ出沒顯晦不厭萬苦竟ニ抛身命者

全ク名義ヲ明ニシ皇運ヲ挽回セントノ至情ヨリ盡力スル  
處其志實ニ可嘉尙況ヤ國家ニ有大勳勞者爭テカ湮滅ニ忍  
ブ可シヤト深ク被歎思食候依之其志操ヲ天下ニ表シ且忠  
魂ヲ被慰度今般東山之佳域ニ祠宇ヲ設ケ右等ノ靈魂ヲ永  
ク合祀可致旨被仰出候猶天下衆庶益節義ヲ貴ビ可致奮勵  
様御沙汰候事

又同日御布告

當春伏見戰爭以來引續キ東征各地之討伐ニ於テ忠奮戰死  
候者日夜山川ヲ跋渉シ風雨ニ暴露シ千辛萬苦邦家ノ爲終  
ニ殞命候段深ク不便ニ被思召候最其忠敢義烈實ニ士道之  
標準タルヲ以テ歎感之餘此度東山ニ於テ新ニ一社ヲ御建  
立永ク其靈魂ヲ祭祀候様被仰出候尙尙後王事ニ身ヲ殲シ

候輩速ニ合祀可被爲在候間天下一同此旨ヲ奉戴シ益可抽  
忠節且戰死之者等其藩主ニ於テモ厚ク御趣意ヲ可奉ニ體認  
旨被仰出候事

右御達御布告の御趣意を見て朝廷天下を治給ふの綱紀全  
く惟神の斯道に在せられ給ふを知べく是を明治史要に掲  
げて明治二年六月廿九日招魂社を東京坂上に營し戊辰以來  
戰死の士を祀るとある者にて之を明治十二年六月靖國神  
社と改め別格官幣社に列せられたり朝廷已に斯典を立給  
へば一般府縣に於ても之に準じて招魂社の設けあるは世  
人の普く知所なり然ば明治八年十月十三日内務省達乙第  
百三十三號に

府縣 東京府 除之

各管内に設置有之招魂社之義其所在之地名等種々之社號  
 ヲ附シ來候向モ有之候處自今種々之社號ハ都テ相廢シ一  
 般招魂社ト相唱候様可致此旨相達候事  
 と達せられたり生ては忠孝義烈の人と爲り死しては國家  
 鎮護の神と爲り榮名を天下後世に傳ふること蓋人生第一  
 の要道なり治國平天下の綱紀なり是を以て我が勲聖神武  
 なる天皇陛下明治二十三年十月三十日勅語を發し給はく  
 朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツル  
 コト深厚ナリ我カ臣氏克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ  
 テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ  
 淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相  
 和シ朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業

ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進ミテ公益ヲ廣メ  
 世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレバ義  
 勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ  
 獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以爾祖先ノ遺風ヲ  
 顯彰スルニ足ラン  
 斯ノ道ハ實ニ我ガ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ  
 遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ  
 悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコ  
 トヲ庶幾フ  
 と此聖勅を奉讀玩味して御敬慮に従ひ奉らむことを勉る  
 は實に以て臣子の本分なり能其本分を盡すあらば死して  
 も榮名を不朽に傳へ亦以て己の子孫をも光榮するの道な

り又仮令ひ其名朝廷に貫がせども精神に於て斯道を有せば必ず死して幽冥に入の後には神明の嘉賞し給ふ所と爲り靈魂永く安樂の境に住し亦以て在世なる己の子孫の守護神とも爲ることを得るの道なるは神法に依りて之を知るへきなり今や敵神忠孝愛國人靈神として神號を現し天下の人に之を奉るの道を説くも斯道の人の名と靈とを盛にせむと欲するの道ならざるなし若天下の人普く斯道を奉じ人毎に唱へ家毎に祭り讚嘆稱美の聲巷に満るに至らば天下治らざらむを欲するも得むや必國家の隆興盛福を見ること鏡を視るよりも明なり豈亦盛ならせや

○神拜之詞

登保加美依美多米祓比給邊清米給邊  
掛卷母畏杖  
天之御中主神高皇產靈大神神皇產靈大神伊  
邪那岐大神伊邪那美大神天照大神御神月夜見  
大神大國主大神五元大神祓戸大神皇祖御歷  
代天皇幽冥主宰大神產須那大神天神地祇八  
百萬大神敬神忠孝愛國人靈神(辭別)且我常爾  
敬比奉里仕邊奉雷某大神(等)乃御前遠慎美敬  
比畏美畏美母拜美奉良久刀白須  
幸魂奇魂守給邊幸給邊



凡そ神と拜み奉るは必其神の御神徳を稱へ揚げ奉るべき  
神道の本義なるを天神地祇八百萬神亦八百萬人の功徳を  
一々稱へ揚げむこと人の力の能すべきまあらむ固より  
時に隨ひ事に觸れ或神のみの御祭仕奉るときに祝詞は特  
別なれども平生の事として神々の御功徳と稱へむこと出来  
べきにあらむ況んや無學の人婦人子供の能爲し得べきに  
非ざるをや然れども全く詞も無らむには拜み奉る人の心  
も定まらむ自から安むると能はざるの感あり故に古より  
傳へ來る御詞即天都詞之太詞言の中に最簡易にして要義  
と具へたる御詞を撰びて申し奉る事とせり登保加美依美  
多米とは上卷に於て已に之を説きたるが本は天神よりも  
尙遠き天津大御虚空の大眞靈大神に申す御詞なれども今

之を總ての神の御前に白すは我等人より視れば何れの神  
も高き遠き御座に坐は概して尊み奉るの詞なり祓給邊  
清米給邊とは祓戸神に白す詞なれども是亦我等拜む人の  
身に心に持つ咎過罪穢を大神等の御稜威の風に吹拂ひ打  
消し給へどの義にて云は神直日大直日に見直し聞直し  
給へどのことなり以上此詞を世には三種祓と稱へて頗る  
口傳のあることとせり掛卷母長伎とは言葉に掛て白すも  
恐多きことなれどもこの意にて古より神の御前と白す時  
必唱ふるの詞なり此は慎み敬ふの至なり今の俗にも貴人  
の前には恐れながら申上ますと云ふは此の古義なり而し  
て稱へ奉る御神名は即御神號に掲げ奉る御名にて之を詞  
に白す時は必大の詞を添て某の大神と稱へ奉らむおとを

要す御神號は御名なり稱へ申すは詞なり御名は神に屬し  
詞は拜む人に屬す故に此差別あるなり但し人靈神のみは  
單に神と唱ふるごとく、せり此は大神等と別異するの禮な  
り辭別豆云云は御神號は一般通じての道なれども人々に  
は特別に信じ奉る神或は御蔭を受けて其御神徳に報ひ奉る  
爲に御名を稱ふる神又或は時に隨ひ事に當り殊更に御名  
を唱へ奉る神等あることあれば如此詞を添へたるなり慎  
美敬比畏美畏美母白須とは身も慎み心も敬ひ恐れたる上  
にも恐れて白すと云ふ義にて此は敬禮の至を申す古言な  
り幸魂奇魂とは其神の靈妙不可思議にして人を恵み給ひ  
憐み給ひ助け給ひ救ひ給ふの御神慮を云ふ守給比幸給邊  
とは其幸魂奇魂を以て御神徳の隨に御守を與へ給へ御幸

を垂れ給へどの事なり此御詞は天穂日命の神傳なるを出  
雲國造の家持傳へ給へる者なりと云ふ如何にも然もあ  
るべし實に尊き御詞なり神の御前に白す詞百千萬言長く  
とも要極の一点は只此の御詞にあるなり即其神の幸魂の  
幸ひを請ひ奇魂の靈徳を仰ぎ我身我事我願の守護成達を  
求るより外の道無ればなり  
如此至誠一心に神を拜む人は天地神明の御心に感動して  
神人不二顯幽一致事物圓滿快樂自在の妙果を得むこと決  
して疑ひなし嗚呼亦廣大微妙なる哉神道也矣

明治廿八年十一月十八日起稿  
全 年十二月七日成稿

豊前國上毛郡八屋町大字大村

大洲 友枝速水敬述

御神號演義略下卷終

御神號演義略附錄

大洲 友枝速水謹述

敬神祭祀は皇國惟神の大道にて即ち日本帝國の國體なる  
は天下の人皆之を知る彼の皇曆にも年中の大祭祀日並に  
官幣社の祭日は掲げて天下に頒布し給へり今之を略記す  
れば左の如し

四方拜

此は一月一日天皇御親天地四方屬星山陵等を拜し給ふ  
の御典に坐して必竟國家の安全寶祚の隆盛を祈り給ふ  
の道なり其屬星を拜し給ふが如きは伯家部類に凡北斗  
者象天子之御位一歟然寶祚無動万機政正是北辰之徳天子

御神號演義略附錄

之御尊敬異干他者歟とも云へるの謂なり  
元始祭

此は明治五年十一月式部寮の達に云く一月三日宮中神  
殿に賢所並に入神天神地祇御歴代皇靈を御親祭在せら  
る是れ天日嗣の本始を歳首に祀り玉ふ義なるを以て是  
を元始祭と稱す因て地方に於ても此大典を遵奉し祭祀  
を執行すべしとある是なり

孝明天皇祭

此は本編御歴代天皇の條に記し奉りたる如く一月三十  
日に御執行在らせらるゝ御祭にて即ち今上天皇の御父  
に坐しませり天皇の御孝心を盡させらるゝの大典にし  
て實に國家臣民の訓範なり古語に云く我が御代の事能

しも神習へと人誰か御聖慮を奉休して各自孝敬の道を  
其父母に盡さずして可ならむや

祈年祭

祈年祭とはトシコヒマツリと訓みて毎年二月四日執行  
在せらるゝの御祭なり即ち年殺の豊熟を神明に祈り給  
ふの典禮にて伊勢神宮を始め廣く官國幣社に班幣し給  
へり

紀元節

此は神武天皇御即位の當日を祝祭し奉るの典禮にて毎  
年二月十一日之を執行し給へり

春季皇靈祭

三月廿日

秋季皇靈祭

九月廿二日

春秋二季の皇靈祭は天皇御親御歴代の皇祖を祭らせら

れ給ふの大典なり而して御歴代の皇后皇妃皇親をも御配祀給へり

神武天皇祭

神武天皇御即位より七十六年春三月十一日崩り給へり之を太陽曆に換へ四月三日に御祭仕へ祭れり已に本編にも記せり國民必遙拜し奉るべきの御祭なり

神宮神御衣祭

此は年中兩度即ち五月十四日と十月十四日に於て伊勢神宮に神御衣と奉るの御祭にて之を兩度に仕へ奉るは寒暑二氣の御更衣の御趣旨ならむと窺ひ奉らる竊に聞く所に依れば其御衣は皇后御親御手を下して織り奉るの典例ありと云ふ幽に仕へ給ふこと顯に仕へ奉るが如

神宮神嘗祭 十月十七日

くして然かも御親御手を下し給ふとは蓋万國其類無るべし御孝敬の御心聞くも只感泣に堪はざるなり此は年の新穀を以て特に伊勢神宮に御祭仕へ奉るの重典なり廣く云へば新嘗祭なれども分けて云へば新嘗祭は天皇御親新穀を聞き食し給ふに依り天神地祇に新穀を献るの御祭なり此の神嘗祭は天皇新穀を以て天祖を祭り給ふの御祭なり竊かに聞く所に從へば神嘗祭仕へ奉るの新穀は天皇御親御手を下し給ひて御田植を給ひ作り給ふの典例ありと云ふ若し然るが如くば是れ何等の御至孝と申し奉るべきか稱へ奉らひ言辭も筆も無りけり殆んど感泣にも堪ざるなり嗚呼誠に畏きことなり

天長節 十一月三日

此は今上天皇陛下此の顯世に顯身を現し給へるの吉辰にて實に天と共に長く地と共に久く御聖壽万々歳と祝ひ奉るべきの至大祝日なり天皇は先皇孝明天皇の御子に坐して嘉永三年九月廿二日太陽曆に換へて十一月三日に御降誕坐しませり明治元年八月廿六日布告して云く

九月廿二日は聖上御誕辰相當ニ付毎年此辰ヲ以テ群臣ニ醮宴ヲ賜ヒ天長節御執行ニ相成天下ノ刑戮被ニ差停候偏ニ衆庶ト御慶福ヲ共ニ被遊候思食ニ候間於庶民ニモ一同御嘉節ヲ奉祝候様被仰出候事とは難有き次第なり

新嘗祭 十一月廿三日

此は其年の新穀を天神地祇に献り御神護に報ひ奉り且天皇御親新穀を聞食給ふの典禮なり明治元年十一月天

下に告諭し給く

來十八日新嘗祭に相當り御祭は於京都被爲行候得共主上御遙拜在せられ候右祭の儀は先皇國の稻穀は天照大神顯見蒼生之食而可活ものなりと詔命あらせられ於狹田長田令殖給ひし稻を皇孫降臨之時下り給へるものなれば其神恩を忘れ給はせ且旱霖の憂無之様にと神武天皇以來世々の天皇十一月中卯の日當年の新穀を天神地祇に供せらるゝ重祀にて三千年に近く被爲行來る十一月朔日より散齋致齋の御齋戒被爲在万民御撫恤の爲に御親祭被爲在候事誠以下々の身にては難有御儀に候

諸般の事は中世以來他邦の風儀も立交候得共神事のみは古代の儘にて聊も駁雜無之純粹の古道に候京都及び山城國中は當日より明朝迄梵鐘誦經の音を禁止し庶人に至る迄一意に神祇を尊崇すべき御定に有之天下統一統昔は新嘗の日は戸を閉齋戒いたし候趣古歌に相見へ候得共今に至り候ては其子細も不存徒に打過候故及御布告候右の譯にて全く御仁恤の叡慮より被爲行御祭に候條公卿諸大夫士庶人に至る迄篤く相心得當日は潔齋神祇を拜し共に五穀豊熟天下太平を神祇に祈り奉るべし面々毎日食し候米穀は其元天祖の賜物なる事を知り御國恩の辱き事を相辨へ候は遊興安臥して在べきにあらしむ寒村僻邑の士民雨を祈り晴を願ひ候も必感應有之

況天下一同至尊の御仁慮を體認し奉り共に祈請し奉るに於ては神祇の冥感殊に速なるべき事に候とあるにて新嘗祭の大典御執行の朝旨深遠坐しませすを知るべし天下の人誰か朝旨を體認遵奉せずして可ならむや

此外年中の御祭事數多あり所謂鎮魂祭大祓(夏冬二度)の如きは其最重大の御祭なり

官幣神社表左の如し

社名	國	郡	町	村	社格	祭日
阿部野神社	攝津	東成	阿部野	村	別格官幣社	一月廿四日

松尾神社	大和神社	宇佐神宮	廣田神社	春日神社	四條畷神社	鶴戸神宮	枚岡神社
山城	大和	豊前	攝津	大和	河内	日向	河内
島野	山邊	宇佐	武庫	添上	讚良	那珂	河内
山田村	新泉村	宇佐	廣田村	奈良	甲可村	宮ノ浦村	出雲井村
官幣大社	官幣大社	官幣大社	官幣大社	官幣大社	別格官幣社	官幣小社	官幣大社
全月二日	四月一日	全月十八日	全月十六日	三月十三日	全月十二日	全月全日	二月一日

平野神社	梅宮神社	廣瀬神社	龍田神社	護王神社	大原野神社	稻荷神社	大神神社
全	全	大和	全	山城	全	全	大和
全	全	廣瀬	平群	愛宕	乙訓	紀伊	城上
平野村	西梅津村	河合村	立野村	櫻鶴園町	大原野村	稻荷山	三輪村
官幣大社	官幣中社	官幣大社	官幣大社	別格官幣社	官幣中社	官幣大社	官幣大社
全月全日	全月三日	全月四日	全月全日	全月全日	全月八日	全月九日	全月全日

御神鏡



伊弉諾神社	吉田神社	東照宮	生田神社	建部神社	金嶺神社	日吉神社	香取神宮
淡路	山城	駿河	攝津	近江	武藏	近江	下總
津名	愛宕	有渡	八部	栗太	兒玉	滋賀	香取
多賀村	吉田村	根古屋村	神戶	神領村	二宮村	坂本村	香取
官幣大社	官幣中社	別格官幣社	官幣小社	官幣中社	官幣中社	官幣大社	官幣大社
全月廿二日	全月十八日	全月十七日	全月全日	全月全日	全月十五日	全月全日	全月十四日

靖國神社	金崎宮	菊地神社	大國魂神社	結城神社	小御門神社	雲山神社	多賀神社
武藏	越前	肥後	武藏	伊勢	下總	岩代	近江
南豊島	敦賀	菊地	北多摩	安濃	香取	伊達	犬上
東京富士見町	敦賀町	正觀寺村	府中驛	八幡町	名古屋村	大石村	多賀村
別格官幣社	官幣中社	別格官幣社	官幣小社	別格官幣社	別格官幣社	別格官幣社	官幣中社
十一月六日	全月六日	全月全日	全月五日	五月一日	全月廿九日	全月全日	全月廿二日

名和神社	伯耆	汗入	名和村	別格官幣社	全月七日
常磐神社	常陸	東茨城	常磐村	別格官幣社	全月十二日
出雲大社	出雲	神門	杵築	官幣大社	全月十四日
賀茂別雷神社	山城	愛宕	上賀茂村	官幣大社	全月十五日
賀茂御祖神社	全	全	下賀茂村	官幣大社	全月全日
波上宮	琉球	那覇	若狹町	官幣小社	全月十七日
丹生川上神社	大和	吉野	丹生村	官幣大社	六月一日
貴船神社	山城	愛宕	貴船村	官幣中社	全月全日
東照宮	下野	都賀	日光	別格官幣社	全月全日
八坂神社	山城	愛宕	八坂	官幣中社	全月十五日
日枝神社	武藏	南豊島	東京永田町	官幣中社	全月全日
札幌神社	石狩	札幌	圓山村	官幣中社	全月全日
熱田神宮	尾張	愛知	熱田	官幣大社	全月廿一日
住吉神社	攝津	住吉	住吉	官幣大社	全月三十日
建勳神社	山城	愛宕	船岡山	別格官幣社	七月一日
湊川神社	攝津	八部	兵庫庫	全	全月十二日

御神鏡演義各村落

鹿兒嶋神社宮	大鳥神社	安房神社	北野神社	八代宮	氷川神社	阿蘇神社	月山神社
大隅	和泉	安房	山城	肥後	武藏	肥後	羽前
桑原	大鳥	安房	葛野	八代	北足立	阿蘇	田川
宮内村	大鳥村	大神宮村	北野	八代城跡	高鼻村	宮地	月山
官幣中社	全	官幣大社	全	官幣中社	官幣大社	全	官幣中社
全月十五日	全月十三日	全月十日	全月四日	全月三日	八月一日	全月廿八日	全月十五日

箱崎宮	三島神社	鎌倉宮	太宰府神社	藤島神社	鹿島神社	氣比神社	生國魂神社
筑前	伊豆	相模	筑前	越前	常陸	越前	攝津
糟屋	君澤	鎌倉	御笠	吉田	鹿嶋	敦賀	東成
箱崎	三島	二階堂村	太宰府	三ツ屋村	鹿島	曙町	生魂
全	官幣大社	官幣中社	全	別格官幣社	官幣大社	全	全
全月全日	全月十六日	全月二十日	全月廿五日	全月全日	九月一日	全月四日	全月九日

宮崎宮	唐澤山神社	長田神社	梨木神社	赤間宮	豊榮神社	英彦山神社	吉野宮
日向宮	下野安蘇	攝津八部	山城愛宕	長門豊浦	周防吉敷	豊前田川	大和吉野
下北方村	唐澤山	長田村	梨之木町	赤間關	上宇野令村	英彦山	吉野山
官幣大社	別格官幣社	官幣小社	別格官幣社	官幣中社	別格官幣社	官幣小社	官幣中社
全月廿六日	全月廿五日	全月十八日	全月十日	全月七日	十月一日	全月廿八日	全月廿七日

御神鏡裏表各付録

十一

日前神宮	井伊谷宮	白峯宮	霧島神宮	豊國神社	石上神宮	男山八幡宮	竈山神社
紀伊名草	遠江引佐	山城愛宕	大隅贈嶽	山城愛宕	大和山邊	山城綴喜	紀伊名草
秋月村	井伊谷村	飛今鳥井川町	霧島山	阿彌陀峯	布留村	男山	和田村
官幣大社	全	官幣中社	官幣大社	別格官幣社	全	官幣大社	官幣中社
全月廿六日	全月廿二日	全月廿一日	全月十九日	全月十八日	全月全日	全月十五日	全月十三日

御神鏡裏表各付録

照國神社	薩摩	鹿兒島	山下町	別格官幣社	全月廿八日
香椎宮	筑前	糟屋	香椎村	官幣大社	全月廿九日
宗像神社	全	宗像	田嶋	官幣中社	十一月十五日
談山神社	大和	十市	談山	別格官幣社	全月十七日
水無瀬宮	攝津	島上	廣瀬村	官幣中社	十二月七日

以上掲る所は明治廿九年皇曆に載せたる官幣神社なるを社格の義は時々昇格變更ありて一定すること能はざるは論を俟ざるなり其國幣神社以下府縣鄉村社等の事は一々之を掲ること能はざれども關係ある人々に於て年中の祭

事を仕へ奉れば一般の人之を知らざりとも事に差支もあらざるべし但し國幣神社の事は明治四年五月十四日の御布告に依らば其大概をば知るを得べきか菟も角も神社は國家の宗祀なり彼の宗教的信向自由を以て信否を定むる佛寺の類に非ざるなり天下の人能く之と了し給はむのみ  
明治廿九年二月十九日述了

本編著者

大洲 友枝速水識

御神號演義略附録終

著者曰此御神號演義略ヲ著シ之ヲ世ニ公ニ  
セント欲スルニ因リテハ廣ク大方ノ諸賢名  
士ニ序跋或ハ批評等ヲ請ハントノ素志ナリ  
シニ時機ノ事情ニ依リ其事ヲ果スノ暇ナキ  
ヲ以テ本版ハ本文ノミ印行シ追テ序跋批評  
集ナルモノヲ編成セント欲ス就テハ己ニ序  
跋批評言等寄贈アリシ諸君此義ヲ了諾アラ  
ンコトヲ請フ敬白

上卷部正誤

一丁 オ五行

至リテハ至リテハ

六丁 オ四行

日本記ハ日本紀

七丁 オ十一行 不知ニ其神ハ不知ニ其名

八丁 ウ五行

循性ハ率性

九丁 オ一行

譯明言ハ釋明言

十一丁 ウ九行

まハまた

十四丁 オ十一行

游戲ハ遊戯

十八丁 ウ十二行

ならんハあらん

廿二丁 ウ四行

情にはハ情とは

廿三丁 オ

御眞實ハ御不眞實

廿七丁 オ一行

矣ハ柱

卅五丁 ウ一行

哉ハ哉

四十丁 オ五行

曾子ハ曾孫

四十四丁 ウ十行

御之寢ハ御寢之

四十七丁 オ一行

義なりハ義あり

同 二行

知はハ知とは 船とはハ船は

五十七丁 ウ六行

一神ハ一身

六十丁 オ二行

産姫ハ彦姫

全丁 ウ五行

するハするは

下卷部

五丁ウ一行	矛ハ穂。	六丁ウ十二行	日本記ハ日本紀。
七丁オ十行	日本記ハ日本紀。	十丁ウ七行	麗ハ麗。
十一丁ウ三行	天都之神ハ天都神之。	十三丁ウ七行	強仁ハ弘仁。
十六丁ウ七行	神代ハ御代。	十七丁ウ十二行	天皇ハ御名。
卅二丁オ一行	須佐人ハ須佐之。	卅一丁ウ十一行	縁古ハ縁故。
卅三丁オ四行	縁古ハ縁故。	卅七丁オ四行	古事紀ハ古事記。
全丁ウ八行	地素をハ地素と。	四十三丁オ九行	激趣ハ激趣。
六十五丁ウ二行	欺復ハ復欺。	七十丁ウ十二行	尊をハ尊き。
七十一丁オ八行	刀どハ刀は。	全丁ウ四行	大神ハ天神。
七十六丁オ五行	坐々するハ坐々ける。	八十丁ウ十行	陰御身ハ隱御身。
八十五丁ウ六行	奉るハ祭る。	八十六丁オ	御中主神ハ御中主大神。
八十八丁オ十一行	十一月ハ十月。	附録四丁オ七行	下りハ下し。

明治廿九年三月廿一日印刷  
 全 全 年四月三日出版

著者兼發行人 友 枝 速 水

福岡縣豊前國上毛郡八屋町  
 大字大村千九百廿四番地

印刷人 吉 松 儀 太 郎

全縣全國全郡全町大字八屋  
 千四百六拾五番地

發賣書林 辛 島 並 家

全縣全國全郡字島町

正價金五拾錢

